

平成 23 年 8 月 19 日

各 位

会 社 名 中央化学株式会社
 代 表 者 名 代表取締役社長執行役員 宇 川 進
 (JASDAQ・コード7895)
 問 合 せ 先 取締役常務執行役員管理本部長 森本 和宣
 役職・氏名 兼情報システム部長
 電 話 048-540-2624

三菱商事株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ

当社は、平成 23 年 8 月 19 日開催の取締役会において、三菱商事株式会社（以下「公開買付者」といいます。）による当社普通株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）について、下記のとおり、賛同の意見を表明するとともに、本公開買付けに応募するか否かについては株主の皆様のご判断に委ねる旨の決議をいたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 公開買付者の概要

(1) 名 称	三菱商事株式会社	
(2) 本 店 所 在 地	東京都千代田区丸の内二丁目 3 番 1 号	
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 小林 健	
(4) 事 業 内 容	エネルギー、金属、機械、化学品、生活産業関連の多種多様な商品の売買や製造、資源開発、インフラ関連事業、金融事業を行うほか、新エネルギー・環境分野等における新しいビジネスモデルや新技術の事業化、総合商社の持つ機能を活かした各種サービスの提供など、広範な分野で多角的に事業を展開	
(5) 資 本 金 の 額	203,598 百万円 (平成 23 年 3 月 31 日時点)	
(6) 設 立 年 月 日	昭和 25 年 4 月 1 日	
(7) 大株主及び持株比率	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	6.95%
	東京海上日動火災保険株式会社	4.96%
	日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	4.55%
	明治安田生命保険相互会社	3.82%
	日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (三菱重工株式会社口・退職給付信託口)	2.88%
	SSBT OD05 OMNIBUS ACCOUNT-TREATY CLIENTS (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	1.83%
	株式会社三菱東京UFJ銀行	1.50%
	野村信託銀行株式会社 (退職給付信託・三菱UFJ信託銀行口)	1.30%
	ステートストリートバンクアンドトラストカンパニー505225 (常任代理人 株式	

	会社みずほコーポレート銀行)	1.16%
	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	1.06%
平成23年3月31日現在		

(8) 上場会社と公開買付者の関係

資 本 関 係	公開買付者は、当社の発行済株式総数の8.97%に相当する当社株式を保有しております。また公開買付者の連結子会社である三菱商事パッケージング株式会社は、当社の発行済株式総数の4.75%に相当する当社株式を保有しております。
人 的 関 係	公開買付者の従業員3名が当社に出向しており、そのうち1名は当社の執行役員に就任しております。
取 引 関 係	当社は公開買付者から原材料等の仕入れを行っております。
関連当事者への該当状況	公開買付者は、当社の関連当事者には該当しません。また、公開買付者の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。

(注1) 上記記載のうち、(8)「上場会社と公開買付者の関係」以外の事項については、公開買付者が平成23年6月24日に提出した平成22年度有価証券報告書及び平成23年8月15日に提出した平成23年度第1四半期報告書に基づき記載しております。

(注2) 上記記載のうち、(8)「上場会社と公開買付者の関係」の事項については、公開買付者が平成23年8月19日付で公表したプレスリリース「中央化学株式会社株券に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」に基づき記載しております。

2. 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

(1) 本公開買付けに関する意見の内容

当社は、本日開催の取締役会において、公開買付者による当社普通株式に対する本公開買付けの実施について、当社取締役全員の一致により、本公開買付けについて賛同の意見を表明するとともに、株主の皆様が本公開買付けに応募されるか否かについては株主の皆様判断を委ねることを決議いたしました。

(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由

① 本公開買付けの概要

当社は、公開買付者より、本公開買付けの概要につき、以下の説明を受けております。

公開買付者によれば、公開買付者は、本日現在、株式会社大阪証券取引所の開設する市場であるJASDAQスタンダード市場(以下「JASDAQ」といいます。)に上場している当社株式を1,888,800株(当社が平成23年8月12日に提出した第52期第2四半期報告書に記載された平成23年6月30日現在の発行済株式総数(21,040,000株)から、同四半期報告書に記載された平成23年6月30日現在、当社が保有する自己株式数(890,902株)を除く株式数(20,149,098株)に占める割合(以下「保有割合」といいます。)にして9.37%(小数点以下第三位を四捨五入。以下比率の計算において、特に別の取扱いを定めていない限り、同様に計算しております。)保有しており、また、公開買付者の連結子会社である三菱商事パッケージング株式会社(以下「三菱商事パッケージング」といいます。)は、当社株式を1,000,000株(保有割合にして4.96%)保有しておりますが、この度、公開買付者の平成23年8月19日開催の取締役会において、当社の筆頭株主であり当社の従業員である渡辺明人氏の保有する当社株式4,907,847株(保有割合にして24.36%)のうち4,798,000株(保有割合にして23.81%)、並びに渡辺明人氏がその株式の過半数を保有し、渡辺明人氏及びその親族の資産管理業務を行っている渡辺興産株式会社(以下「渡辺興産」といいます。なお、渡辺興産は、当社が平成23年8月12日に提出した第52期第2四半期報告書に記載された平成23年6月30日現在の当社株式に係る所有株式数で当社の全株主中第2位とされております。)の保有する当社株式3,980,000株(保有割合にして19.75%)の全てを取得し、当社を連結子会社化することを主たる目的として、本公開買付けを実施することを決議したとのことです。

上記のとおり、本公開買付けは、渡辺興産及び渡辺明人氏が保有する当社株式を取得し、当社を公開買付者の連結子会社とすることを主な目的とするものであることから、本公開買付けにおいては、8,778,000株(保有割合にして43.57%)を買付予定数の下限として設定しており、応募株券等の数の合計が当該下限に満たない場合には、応募株券等の全部の買付けを行わないとのことです。

また、公開買付者によれば、公開買付者は、当社株式の上場廃止については現時点では企図しておりませんが、本公開買付けにおける買付価格による売却を希望する、渡辺興産及び渡辺明人氏以外の当社株主の皆様について、渡辺興産及び渡辺明人氏と同様の当社株式の売却の機会を確保するために、買付予定数の上限は定めていないとの

ことです。従って、応募株券等の総数が買付予定数の下限（8,778,000株）以上の場合には、応募株券等の全部の買付けが行われます（本公開買付けにより当社株式が上場廃止となる見込み及びその事由については、下記「（４）上場廃止となる見込み及びその事由」をご参照下さい。）。

なお、公開買付者によれば、渡辺明人氏が保有する当社株式4,907,847株（保有割合にして24.36%）のうち、3,658,000株（保有割合にして18.15%）については中央化学商事株式会社（以下「中央化学商事」といいます。）が、1,080,000株（保有割合にして5.36%）については株式会社三井住友銀行（以下「三井住友銀行」といいます。）が、60,000株（保有割合にして0.30%）については株式会社三菱東京UFJ銀行（以下「三菱東京UFJ銀行」といいます。）がそれぞれ質権を設定しているとのことですが（これらの質権が設定された、渡辺明人氏の保有する当社株式の合計は、4,798,000株（保有割合にして23.81%）になるとのことです。）、公開買付者は、渡辺明人氏との間で平成23年8月19日付で公開買付応募契約を締結し、(i)①公開買付者の適法かつ有効な設立及び有効な存続並びに現在公開買付者が行っている事業を行うために必要な権利能力及び行為能力の保有に関する事項、②公開買付者による当該公開買付応募契約の適法かつ有効な締結、これを履行するために必要な権利能力及び行為能力の保有、公開買付者による当該公開買付応募契約の締結及び履行が公開買付者の目的の範囲内の行為であること、並びに公開買付者による当該公開買付応募契約の締結及び履行に必要な法令等に基づく手続の適時かつ適式の履践に関する事項、③当該公開買付応募契約の公開買付者による適法かつ有効な締結、当該公開買付応募契約が公開買付者の適法、有効かつ法的拘束力のある義務を構成すること、及び当該公開買付応募契約の強制執行が可能であること、④公開買付者による当該公開買付応募契約の締結及び履行のために公開買付者において必要とされる法令等に基づく手続の適法かつ適正な履践に関する事項、⑤公開買付者による当該公開買付応募契約の締結及び履行が法令等に違反するものではなく、公開買付者の定款その他の社内規則に違反するものではなく、公開買付者が当事者となっている契約等について債務不履行事由等を構成するものではなく、かつ司法・行政機関の判断等に違反するものではないこと、並びに、⑥公開買付者が、本公開買付けに関する事実を除き、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）第166条第1項柱書に規定される当社に係る未公表の重要事実を認識していないこととの当該公開買付応募契約に基づく公開買付者の表明及び保証に重大な誤りが存在しないこと、並びに(ii)渡辺明人氏の保有する上記の各質権の対象とされている当社株式のそれぞれにつき、渡辺明人氏の直近上位機関の口座の保有欄において増加の記録がされ、当該各質権が消滅したことを条件として（なお、かかる前提条件が充足されない場合であっても、渡辺明人氏が自らの判断で本公開買付けに応募することは禁止又は制限されていないとのことです。）、渡辺明人氏が、当該各質権の対象とされている当社株式を本公開買付けに応募する旨、合意しているとのことです。

また、公開買付者によれば、渡辺興産が保有する当社株式3,980,000株（保有割合にして19.75%）のうち、2,320,000株（保有割合にして11.51%）については三菱東京UFJ銀行が、1,660,000株（保有割合にして8.24%）については株式会社埼玉りそな銀行（以下「埼玉りそな銀行」といいます。）がそれぞれ質権を設定しているとのことですが（これらの質権が設定された渡辺興産の保有する当社株式は、渡辺興産が保有する当社株式3,980,000株（保有割合にして19.75%）の全てとなるとのことです。）、公開買付者は、渡辺興産との間で平成23年8月19日付で公開買付応募契約を締結し、(i)①公開買付者の適法かつ有効な設立及び有効な存続並びに現在公開買付者が行っている事業を行うために必要な権利能力及び行為能力の保有に関する事項、②公開買付者による当該公開買付応募契約の適法かつ有効な締結、これを履行するために必要な権利能力及び行為能力の保有、公開買付者による当該公開買付応募契約の締結及び履行が公開買付者の目的の範囲内の行為であること、並びに公開買付者による当該公開買付応募契約の締結及び履行に必要な法令等に基づく手続の適時かつ適式の履践に関する事項、③当該公開買付応募契約の公開買付者による適法かつ有効な締結、当該公開買付応募契約が公開買付者の適法、有効かつ法的拘束力のある義務を構成すること、及び当該公開買付応募契約の強制執行が可能であること、④公開買付者による当該公開買付応募契約の締結及び履行のために公開買付者において必要とされる法令等に基づく手続の適法かつ適正な履践に関する事項、⑤公開買付者による当該公開買付応募契約の締結及び履行が法令等に違反するものではなく、公開買付者の定款その他の社内規則に違反するものではなく、公開買付者が当事者となっている契約等について債務不履行事由等を構成するものではなく、かつ司法・行政機関の判断等に違反するものではないこと、並びに、⑥公開買付者が、本公開買付けに関する事実を除き、法第166条第1項柱書に規定される当社に係る未公表の重要事実を認識していないこととの当該公開買付応募契約に基づく公開買付者の表明及び保証に重大な誤りが存在しないこと、並びに(ii)渡辺興産の保有する上記の各質権の対象とされている当社株式のそれぞれにつき、渡辺興産の直近上位機関の口座の保有欄において増加の記録がされ、当該各質権が消滅したことを条件として（なお、かかる前提条件が充足されない場合であっても、渡辺興産が自らの判断で本公開買付けに応募することは禁止又は制限されておりません。）、渡辺興産が、当該各質権の対象とされている当社株式を本公開買付けに応募する旨、合意しているとのことです。

なお、公開買付者によれば、公開買付者は、渡辺興産及び渡辺明人氏より、渡辺興産及び渡辺明人氏と上記の質権に係る質権者である三菱東京UFJ銀行、埼玉りそな銀行、三井住友銀行及び中央化学商事との間において、上

記の質権の解除について協議が行われ、その結果、渡辺興産、渡辺明人氏、三菱東京UFJ銀行、埼玉りそな銀行、三井住友銀行及び中央化学商事との間で、上記の公開買付応募契約が変更及び解除されておらず、また、本公開買付けに係る買付期間の末日までに上記の公開買付応募契約が変更及び解除される合理的なおそれがないこと、本公開買付けが撤回されておらず、また撤回される合理的なおそれがないこと等を条件として上記の質権者が自らの有する質権を解除し、渡辺興産及び渡辺明人氏が当該質権の対象とされている当社株式を本公開買付けに応募することに関し、平成23年8月19日付で合意が成立した旨を聞いているとのことです。

他方、公開買付者によれば、公開買付者は、本公開買付けの開始に先立ち、当社の株主である三菱商事パッケージング（本日現在の保有株式数1,000,000株（保有割合にして4.96%））、三菱樹脂株式会社（以下「三菱樹脂」といいます。）（当社が平成23年8月12日に提出した第52期第2四半期報告書に記載された平成23年6月30日現在の保有株式数662千株（保有割合にして3.29%））、株式会社JSP（以下「JSP」といいます。）（当社が平成23年8月12日に提出した第52期第2四半期報告書に記載された平成23年6月30日現在の保有株式数625千株（保有割合にして3.10%））及び三菱東京UFJ銀行（当社が平成23年8月12日に提出した第52期第2四半期報告書に記載された平成23年6月30日現在の保有株式数516千株（保有割合にして2.56%））の4社（当社が平成23年8月12日に提出した第52期第2四半期報告書に記載された平成23年6月30日現在の上記4社の保有株式数の合計2,803千株（保有割合にして13.91%））から、これらの各社が保有する当社株式全てにつき本公開買付けに応募しない意向を有している旨、聞いているとのことです。

② 本公開買付けの目的及び背景

当社は、昭和36年に食品包装容器の製造・販売を開始して以来、プラスチック製食品包装容器の製造・販売事業のリーディングカンパニーとして、時代に対応した素材開発から成型技術まで独自の技術を確立し、現在まで数多くの特許や実用新案を内外で取得してまいりました。また、環境問題におきましても、業界に先駆けて、環境負荷の少ない素材開発から各種リサイクルシステムの構築など幅広い分野で検証を行い、従来にないリサイクル製品を市場に投入しております。また、当社は、「世界の食文化の創造」をテーマに海外での事業展開にも邁進しており、既に中国に子会社を設立したほか、世界各地に技術輸出するなど世界の食文化向上に貢献しております。

当社は4つの強み「卓越した技術開発力」、「環境配慮型製品」、「徹底した安全衛生体制」、「充実したサービス」を背景にプラスチック製食品包装容器業界のリーディングカンパニーとして日本の食文化に貢献してまいりました。そして、現在、当社は、平成23年2月に発表した中期経営計画に基づいて、「日本一の食品包装容器メーカーの再興」への基礎固め期間と位置づけ、国内においては事業構造改革推進による収益改善、中国においては攻略市場の明確化及び供給体制の整備を行っております。

具体的には、当社は、国内については、平成23年1月1日付で完全子会社であったシー・エフ・ケイ株式会社を吸収合併し、事業運営の更なる効率化とグループにおける経営資源の有効活用に努めるとともに、昨年に引き続き、Safety（安全）・Quality（品質）・Cost（コスト）・Delivery（納品体制）の充実を目指す「SQCD向上活動」を全部門で推進しております。

また、中国においては、平成20年8月に開催された北京五輪及び平成22年5月に開催された上海国際博覧会では、それぞれ当社連結子会社である北京雁栖中央化学有限公司及び上海中央化学有限公司が中国国内のワンウェイ食品容器メーカーの中で唯一、安全・安心な食品容器供給メーカーとしての指名を受けたことで、当社グループの製品に対する安全性が再認識され、衛生面の安全性を重視する需要家の掘り起こしに加え、経済成長による市場規模の拡大から、当社の中国子会社の売上高は2桁台の伸びを示しております。さらに、当社の子会社間での情報共有・設備共有を推進したことにより、当社の中国子会社の業績は、大きく改善しております。その結果、中国市場における売上高は順調に拡大し、平成22年度連結会計年度では、当社連結売上高のうち、中国市場が9.4%を占めるに至りました。今後も、当社は、上記の4つの強みを最大限に発揮し、拡大を続ける成長市場としての中国市場におけるリーディングカンパニーを目指し、海外事業を更に強化してまいります。

他方で、当社を取り巻く事業環境は困難な状況が続いております。近年の国内におけるプラスチック製食品包装容器市場は、少子高齢化による需要の縮小及び同業他社との競争の激化に伴う販売単価の下落等の影響下にあり、供給過多による飽和状態となりつつあり、今後も、長く低迷が続く経済環境下では、国内におけるプラスチック製食品包装容器市場の大きな成長は見込めないものと考えております。

また、平成12年以降台頭してきた競合他社や業界の環境変化への対応の遅れによる業績の低迷に加え、平成15年に生じたゴルフ場開発投資事業における貸倒損失等によって、財務状況が悪化しました。公開買付者は、平成21年に、三菱樹脂及びJSPと共同で、当社の増資引受けを行い、三菱東京UFJ銀行と4社共同での支援体制を構築しました。そして、平成22年3月に、宇川進氏を新社長とする新たな体制のもと、当社の経営改革が開始され、製造面では改善効果が現われ始めているものの、販売面での改革の遅れから未だ売上高の改善は見られず、依然として財務体質に課題を抱えている状況にあり、加えて震災という新たなマイナス要因も発生し、再建の速度を加速す

る必要に迫られていると考えております。

上記のような当社を取り巻く事業環境及び当社が直面する経営課題のもと、公開買付者によれば、公開買付者グループは、以下のような経緯により、本公開買付けを実施することを決定したとのことです。

公開買付者グループは、国内外のネットワークを通じて、エネルギー、金属、機械、化学品、生活産業関連の多種多様な商品の売買や製造、資源開発、インフラ関連事業、金融事業を行うほか、新エネルギー・環境分野等における新しいビジネスモデルや新技術の事業化、総合商社の持つ機能を活かした各種サービスの提供など、広範な分野で多角的に事業を展開しているとのことです。

公開買付者は、約2年間に亘り、当社の中国事業を中心に事業改善のサポートを行い、当社の中国事業においては様々な課題があるものの、適切な対応をすれば解決できるレベルの課題と捉え、また、中国市場の急速な拡大を背景に今後大きな飛躍が期待できるとの認識を持つ一方で、国内においては現在の営業体制及び会社の制度・組織に改善の余地があるのではないかと考え、それらを具体的に進めていくには、現状の出資割合を前提とした現下の支援体制では難しいという結論に帰着したとのことです。

以上の状況を踏まえて、公開買付者は、素材開発から成型技術まで独自の技術力もあり、また中国市場での大きな飛躍が期待できる当社を連結子会社化し、公開買付者が商社として得意とする販売面、原料供給面、中国事業全般に於いて一歩踏み込んだ再建支援を強化、加速することが、両社にとっての継続的企業価値の向上を実現可能とし、当社の株主の皆様、従業員を含めた全てのステークホルダーにとって最善の選択になるものと判断し、今般、本公開買付けを実施する結論に至ったとのことです。

③ 本公開買付けに賛同の意見を表明するに至った意思決定の過程

当社は、平成23年5月下旬、公開買付者から、渡辺興産及び渡辺明人氏の保有する当社株式を公開買付けにより買い受けることにより当社を連結子会社化し、公開買付者の中国食品容器事業の強化及び当社の海外事業の強化を図りたいとの内容の提案を受けました（以下「本提案」といいます。）。

本提案を受けて以降、当社は、フィナンシャル・アドバイザーであるプライスウォーターハウスクーパース株式会社（以下「PwC」といいます。）及び法務アドバイザーである森・濱田松本法律事務所から助言を受けながら、本提案の内容について慎重に検討を重ねてまいりました。

一方、公開買付者との間では、当社の中長期的な経営課題に対する取り組み方や本公開買付け後に生じるシナジー等について協議し、当社の持続的な成長及び中長期的な企業価値の向上についての検討を重ねてまいりました。

また、渡辺興産及び渡辺明人氏によれば、渡辺興産及び渡辺明人氏と上記「①本公開買付けの概要」記載の質権に係る質権者である三菱東京UFJ銀行、埼玉りそな銀行、三井住友銀行及び中央化学商事との間において、上記の質権の解除について協議が行われ、その結果、渡辺興産、渡辺明人氏、三菱東京UFJ銀行、埼玉りそな銀行、三井住友銀行及び中央化学商事との間で、上記「①本公開買付けの概要」記載の公開買付応募契約が変更及び解除されておらず、また、本公開買付けに係る買付期間の末日までに上記の公開買付応募契約が変更及び解除される合理的なおそれがないこと、本公開買付けが撤回されておらず、また撤回される合理的なおそれがないこと等を条件として上記の質権者が自らの有する質権を解除し、渡辺興産及び渡辺明人氏が当該質権の対象とされている当社株式を本公開買付けに応募することに関し、平成23年8月19日付で合意が成立したとのことです。

以上を踏まえ、当社としては、下記「④当社の意見の理由」記載の理由を含む諸般の事情を総合的に勘案した結果、平成23年8月19日開催の取締役会において、取締役全員一致によって、上記「（1）本公開買付けに関する意見の内容」記載の意見を表明することを決議いたしました。

④ 当社の意見の理由

当社はこれまで、当社の中長期的な成長発展と企業価値向上を見据え、株主の皆様への最善かつ適切な利益をもたらすための方策について継続的に検討を重ねてまいりましたが、現在当社は、国内の厳しい市場環境、即ち飽和状態にある市場を起因とする競合他社との価格競争及び国内売上高の伸び悩み、原油価格の高騰など厳しい経営環境に直面しております。その状況にあって、当社が永続的に成長を続け企業価値を向上させていくためには、国内における事業基盤の強化は勿論のこと、中国事業の強化・推進によって直接的にもたらされる中国事業収益の獲得と、中国に直接的あるいは間接的に関わりを有する当社得意先及びユーザー等との協働によってもたらされる国内事業収益の獲得が必要不可欠であると認識しております。

当社は、本公開買付けにより当社が公開買付者の連結子会社となることによって、当社の対外的な信用力が増大し、当社の資金調達コストの削減や取引先の維持及び拡大が期待でき、公開買付者による一層の販売面、原料供給面等での支援を当社の事業に活用することができるものと考えております。特に、(i)公開買付者のグローバルネッ

トワークを通じた中国市場における販路の拡大、(ii)公開買付者のネットワークを通じた効率的な資材の調達、(iii)未進出エリアや新商品の共同提案及び共同開発、(iv)販売先の共同開拓などのメリットが得られ、当社の重要な経営課題である国内における事業基盤の強化及び中国事業の更なる成長等により、公開買付者との協働による一定のシナジーを実現することが期待できると考えております。更に、当社の大株主である渡辺興産及び渡辺明人氏が本公開買付けに応募することにより、永年に亘り計上されてきたゴルフ場開発投資事業に係る破産更生債権等の整理がなされ、当社の財務内容の改善に資することなどによるメリットも存するものと判断いたしました。

以上の理由等から、当社は、本公開買付けにより公開買付者の連結子会社となることによつて、公開買付者とのシナジーを実現することが、当社の中長期的な企業価値の向上に資すると判断いたしました。

もっとも、下記「(3)「本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「①独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」記載のとおり、当社の依頼した第三者機関であるPwCによる当社株式の株式価値算定結果によれば、本公開買付けにおける買付け等の価格（以下「本公開買付け価格」といいます。）は、市場株価基準方式及び類似会社比準方式による算定結果に示された価格のレンジの範囲内であるものの、DCF方式による算定結果に示された価格のレンジを下回る価格です。

当社としては、上記の株式価値算定結果（本公開買付け価格がPwCのDCF方式による算定結果に示された価格のレンジを下回ることを含みます。）に加え、本公開買付けが当社の株主の皆様へ本公開買付け価格での株式売却の機会を提供するものであつて、本公開買付けに対してその保有する当社株式を応募することを希望しない株主の皆様はこれを応募しないことができること、本公開買付けは買付け予定数の上限は定めていないものの、公開買付者によれば、公開買付者は、当社株式の上場廃止については現時点では企図していないとのことであり、本公開買付けの結果、万一、当社株式がJASDAQの上場廃止基準（以下「上場廃止基準」といいます。）に抵触した場合、当社は、当社株式の上場を維持するための具体的な方策（当社株式に係る従業員持株会の会員に対し持株会を通じて保有する株式を途中引き出しするよう要請すること、当社の役職員に当社株式の保有を継続するよう要請すること、当社の保有する自己株式の売出し等を含みます。）の実行を予定しており、公開買付者は、上場廃止の回避のための方策について当社と誠実に協議し、合理的な範囲で鋭意協力する予定であるとのこと、当社の一部の株主からはその保有する当社株式全てにつき本公開買付けに応募しない意向を有している旨を聞いていること等をも総合的に勘案して、本公開買付けの妥当性についての意見を留保し、本公開買付けに応募するか否かについては株主の皆様のご判断に委ねることが望ましいと判断し、平成23年8月19日開催の取締役会において、取締役全員一致によつて、上記「(1)本公開買付けに関する意見の内容」記載の意見を表明することを決議いたしました。

⑤ 本公開買付け後の経営方針

公開買付者によれば、上記「②本公開買付けの目的及び背景」記載の再建支援を行い、公開買付者及び当社の更なる成長及び企業価値の向上を達成するため、公開買付者は、当社の取締役の過半数を派遣する予定とのことです。また、本日現在、当社の代表取締役である宇川進氏については、本公開買付けの成立後も引き続き、当社の代表取締役として当社の経営にあたることを予定しているとのことです。その他、当社の経営体制、経営方針等については、今後公開買付者と当社とで協議・検討を行うことを予定しているとのことです。

(3) 本公開買付けの公正性を担保するための措置

公開買付者及び当社は、本公開買付けの公正性を担保するための措置として、以下のような措置を講じております。

① 独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

公開買付者によれば、公開買付者は、本公開買付け価格を決定するに際して参考にするため、公開買付者及び当社から独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーである三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社（以下「三菱UFJモルガン・スタンレー証券」といいます。）に対し、当社の株式価値評価分析を依頼したとのことです（なお、三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、公開買付者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有しません。）。

三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、市場株価分析、類似企業比較分析、ディスカунティッド・キャッシュ・フロー分析（以下「DCF分析」といいます。）の各手法を用いて当社の株式価値評価分析を行い、公開買付者は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券から、平成23年8月17日に株式価値算定書を取得したとのことです（なお、公開買付者は、本公開買付け価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。）。上記各手法において分析された当社の普通株式1株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりとのことです。

市場株価分析	376円から390円
類似企業比較分析	201円から508円
D C F分析	335円から581円

市場株価分析では、本公開買付け公表直前に J A S D A Qにおいて当社の普通株式が取引された平成23年8月15日を基準として、J A S D A Qにおける当社の普通株式の基準日終値383円、直近1週間の取引成立日の終値平均値384円（小数点以下四捨五入）、直近1ヶ月間の取引成立日の終値平均値390円（小数点以下四捨五入）、及び直近3ヶ月間の取引成立日の終値平均値376円（小数点以下四捨五入）を基に、普通株式1株当たりの価値の範囲を376円から390円までと分析しているとのことです。

類似会社比較分析では、当社と比較的類似する事業を手掛ける上場企業の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、当社の株式価値を評価し、普通株式1株当たりの価値の範囲を201円から508円までと分析しているとのことです。

D C F分析では、当社の事業計画、直近までの業績の動向、事業環境等の諸要素を考慮した平成23年12月期以降の当社の将来の収益予想に基づき、当社が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、普通株式1株当たりの価値の範囲を335円から581円までと分析しているとのことです。

公開買付者は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券から取得した株式価値算定書記載の分析結果を参考にしながら、当社の筆頭株主であり当社の従業員である渡辺明人氏及び渡辺興産との間の当社株式取得に係る協議・交渉、当社へのデュー・ディリジェンス（法務・会計・税務等）の結果、当社による本公開買付けへの賛同の可否、本公開買付けの見通し及び当社株式の市場株価動向等を総合的に勘案し、平成23年8月19日開催の公開買付者の取締役会において、本公開買付け価格を1株当たり386円と決定したとのことです。

本公開買付け価格である1株当たり386円は、本公開買付けの実施についての公表日の直前営業日である平成23年8月18日のJ A S D A Qにおける当社の普通株式の普通取引終値390円に対して、1.0%のディスカウント（小数点以下第二位四捨五入）、過去1週間（平成23年8月12日～平成23年8月18日）の普通取引終値の単純平均387円（小数点以下四捨五入）に対して、0.3%のディスカウント（小数点以下第二位四捨五入）、過去1ヶ月間（平成23年7月19日～平成23年8月18日）の普通取引終値の単純平均390円（小数点以下四捨五入）に対して、1.0%のディスカウント（小数点以下第二位四捨五入）、過去3ヶ月間（平成23年5月19日～平成23年8月18日）の普通取引終値の単純平均377円（小数点以下四捨五入）に対して、2.4%のプレミアム（小数点以下第二位四捨五入）、過去6ヶ月間（平成23年2月21日～平成23年8月18日）の普通取引終値の単純平均372円（小数点以下四捨五入）に対して、3.8%のプレミアム（小数点以下第二位四捨五入）となります。

これに対し、当社は、当社及び公開買付者から独立した第三者機関であるPwCより、平成23年8月18日付で、当社普通株式の株式価値算定書を取得し、公開買付者から提示された本公開買付け価格について検討するための基礎資料といたしました（なお、当社は、第三者機関から本公開買付け価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）は取得していません）。PwCによる当社の株式価値の算定結果は、上記の株式価値算定書によれば、以下のとおりです。

市場株価基準方式	377円から394円
類似会社比準方式	371円から471円
D C F方式	545円から691円

PwCは、当社の経営陣から事業の現状及び将来の事業計画等の資料を取得して説明を受け、それらの情報を踏まえて、一定の前提及び条件の下で当社の株式価値を算定いたしました。PwCの株式価値算定書では、当社が継続企業であるとの前提の下、市場株価基準方式、類似会社比準方式及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー方式（以下「D C F方式」といいます。）の各手法を用いて当社の株式価値を算定しております。市場株価基準方式は、当社普通株式の株式市場における株価を基に株式価値を評価する手法であり、上場企業の株式価値評価における客観的な評価手法であると考え、採用しております。市場株価基準方式では、評価基準日を平成23年8月17日として、最近における株価及び取引量を鑑み、当社普通株式のJ A S D A Qにおける評価基準日の終値（390円）並びに評価基準日までの2週間、1ヶ月間及び3ヶ月間における株価終値平均値（2週間：384円（小数点以下四捨五入）、1ヶ月間：390円（小数点以下四捨五入）、3ヶ月間：377円（小数点以下四捨五入））並びに出来高加重平均値（2週間：382円（小数点以下四捨五入）、1ヶ月間：394円（小数点以下四捨五入）、3ヶ月間：381円（小数点以下四捨五入））を分析した上で、当社普通株式の1株当たりの株式価値を377円～394円と算定しております。類似会社比準方式は、同業他社の株価及び財務データを使用するため、市場株価基準方式と同様に株式市場の客観性を評価に反映することができると考え、採用しております。類似会社比準方式では、上場類似企業の各種比準倍率を分析した上で、当社普通株式の1株当たりの株式価値を371円～471円と算定しております。D C F方式は、企業の将来キャッシュフロー（収益力）に基づく評価手法であるため、継続企業（ゴーイング・コンサーン）の評価を行う上で適した手法であると考え、採用しております。D C F方式では、当社が作成した平成23年12月期から平

成25年12月期の事業計画を基礎として算定した将来キャッシュフローを、一定の割引率で現在価値に割り引くこと
によって企業価値を評価し、当社普通株式の1株当たりの株式価値を545円～691円と算定しております。

② 法律事務所からの助言

当社の取締役会での検討及び意思決定に際しては、意思決定過程における公正性を確保するための措置として、
当社の法務アドバイザーである森・濱田松本法律事務所から必要な法的助言を受けています。

③ 取締役及び監査役全員の承認

当社は、平成23年8月19日開催の当社取締役会において、取締役全員の一致により、本公開買付けに賛同の
意見を表明すること及び応募については株主の皆様のご判断に委ねることを決議しております。また、当該取締
役会には当社監査役3名全員が出席し、いずれも、当該取締役会における決議事項について異議がない旨の意見
を述べております。

(4) 上場廃止となる見込み及びその事由

公開買付者によれば、公開買付者は、本公開買付けにより、渡辺興産及び渡辺明人氏が保有する当社株式を取得
し、当社を連結子会社化することを企図しておりますが、当社株式の上場廃止については現時点では企図していな
いとのことです。また、当社の現経営陣も、現時点において、本公開買付け後も当社株式について上場を維持する
ことを希望しております。

もっとも、公開買付者によれば、公開買付者は、本公開買付けにおける買付価格による売却を希望する、渡辺興
産及び渡辺明人氏以外の当社株主の皆様について、渡辺興産及び渡辺明人氏と同様の当社株式の売却の機会を確保
するため、本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定していないとのことです。

したがって、本公開買付けの結果次第では、以下の①から③まで等の上場廃止基準に該当し、当社株式は所
定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。

- ① 上場会社の事業年度の末日に浮動株式数（役員（役員持株会を含み、取締役、会計参与、監査役及び執行役を
いいます。）、上場会社が自己株式を所有している場合の当該上場会社及び上場株式数の10%以上の株式を所
有する株主（明らかに固定的所有でない認められる株式を除きます。）を除く株主が所有する株式の数をい
います。以下同じ。）が500単位未満である場合において、1か年以内に500単位以上とならないとき
- ② 上場会社の事業年度の末日に株主数が150人未満である場合において、1か年以内に150人以上とならないとき
- ③ 上場会社の事業年度の末日に浮動株時価総額（浮動株式数に事業年度の末日における最終価格を乗じて得た額
をいいます。以下同じ。）が2億5,000万円未満である場合において、1か年以内に2億5,000万円以上となら
ないとき

本公開買付けの結果、万一、当社株式が上場廃止基準に抵触した場合、当社は、当社株式の上場を維持するため
の具体的な方策（当社株式に係る従業員持株会の会員に対し持株会を通じて保有する株式を途中引き出しするよう
要請すること、当社の役職員に当社株式の保有を継続するよう要請すること、当社の保有する自己株式の売出し等
を含みます。）の実行を予定しており、公開買付者によれば、公開買付者は、上場廃止の回避のための方策につい
て当社と誠実に協議し、合理的な範囲で鋭意協力する予定とのことです。

なお、公開買付者によれば、公開買付者は、本公開買付けの開始に先立ち、当社の株主である三菱商事パッケ
ージング（本日現在の保有株式数1,000,000株（保有割合にして4.96%））、三菱樹脂（当社が平成23年8月12日に提
出した第52期第2四半期報告書に記載された平成23年6月30日現在の保有株式数662千株（保有割合にして3.29%））、
J S P（当社が平成23年8月12日に提出した第52期第2四半期報告書に記載された平成23年6月30日現在の保有株
式数625千株（保有割合にして3.10%））及び三菱東京UFJ銀行（当社が平成23年8月12日に提出した第52期第2
四半期報告書に記載された平成23年6月30日現在の保有株式数516千株（保有割合にして2.56%））の4社（当社が
平成23年8月12日に提出した第52期第2四半期報告書に記載された平成23年6月30日現在の上記4社の保有株式数
の合計2,803千株（保有割合にして13.91%））から、これらの各社が保有する当社株式全てにつき本公開買付けに
応募しない意向を有している旨、聞いているとのことです。但し、三菱商事パッケージング、三菱樹脂、J S P及
び三菱東京UFJ銀行が本公開買付けに応募しない場合であっても、本公開買付けの結果次第では、上記の①から
③まで等の上場廃止基準に該当し、当社株式は所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。

また、上記①記載の浮動株式数による上場廃止基準及び上記③記載の浮動株時価総額による上場廃止基準につい
ては、平成25年4月1日以後最初に開始する事業年度より適用されます。また、上記②記載の株主数による上場廃
止基準については、事業年度の末日及び当該日から1年の猶予期間における株主数を基準として判断されるところ、
本公開買付けの開始後最初に到来する当社の事業年度の末日は、平成23年12月31日です。

(5) いわゆる二段階買取に関する事項

公開買付者によれば、公開買付者は、渡辺明人氏が保有する当社株式4,907,847株（保有割合にして24.36%）の
うち4,798,000株（保有割合にして23.81%）及び渡辺興産が保有する当社株式3,980,000株（保有割合にして19.75%）

の全てを取得し、当社を連結子会社化することを主たる目的として本公開買付けを実施するため、その目的を達成した場合には、現時点で、当社株式の追加取得を行うことは予定していないとのことです。

3. 公開買付者と当社株主との間における本公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

公開買付者によれば、公開買付者は、当社の大株主である渡辺明人氏及び渡辺興産のそれぞれとの間で、平成23年8月19日付で公開買付応募契約を締結し、それぞれが保有する質権の対象とされている当社株式につき、渡辺明人氏及び渡辺興産のそれぞれの直近上位機関の口座の保有欄において増加の記録がされ、当該各質権が消滅したこと等を条件として、渡辺明人氏が保有する当社株式のうち4,798,000株（保有割合にして23.81%）及び渡辺興産が保有する当社株式3,980,000株（保有割合にして19.75%）の全てを応募する旨の合意を行っているとのことです。なお、かかる合意の概要は「2. 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「（2）本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「①本公開買付けの概要」記載のとおりです。

他方、公開買付者によれば、公開買付者は、当社の株主である三菱商事パッケージング、三菱樹脂、JSP及び三菱東京UFJ銀行から、これらの各社が保有する当社株式の全てにつき本公開買付けに応募しない意向を有している旨、聞いているとのことです。

4. 公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容

該当事項はありません。

5. 会社の支配に関する基本方針に係る対応方針

該当事項はありません。

6. 公開買付者に対する質問

該当事項はありません。

7. 公開買付期間の延長請求

該当事項はありません。

8. 今後の見通し

上記「2. 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「（2）本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「②本公開買付けの目的及び背景」及び「⑤本公開買付け後の経営方針」、「（4）上場廃止となる見込み及びその事由」並びに「（5）いわゆる二段階買収に関する事項」をご参照下さい。

なお、本公開買付けが当社の業績に与える影響については、今後、業績予想修正の必要性及び公表すべき事象が生じた場合には速やかに開示いたします。

（参考）公開買付者による買付け等の概要

公開買付者が本日公表した添付資料（「中央化学株式会社株券に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」）をご参照ください。

以上

平成 23 年 8 月 19 日

各位

上場会社名	三菱商事株式会社
代表者名	代表取締役社長 小林 健
コード番号	8058
本社所在地	東京都千代田区丸の内 2丁目3番1号
問合せ先	広報部報道チーム長 武居 秀典 03-3210-2112

中央化学株式会社株券に対する公開買付けの開始に関するお知らせ

三菱商事株式会社（以下「当社」又は「公開買付者」といいます。）は、平成 23 年 8 月 19 日開催の取締役会において、下記のとおり、中央化学株式会社（以下「対象者」といいます。）株券を公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 買付け等の目的等

(1) 本公開買付けの概要

当社は、本日現在、株式会社大阪証券取引所の開設する市場である JASDAQ スタンダード市場（以下「JASDAQ」といいます。）に上場している対象者株式を 1,888,800 株（対象者が平成 23 年 8 月 12 日に提出した第 52 期第 2 四半期報告書に記載された平成 23 年 6 月 30 日現在の発行済株式総数（21,040,000 株）から、同四半期報告書に記載された平成 23 年 6 月 30 日現在、対象者が保有する自己株式数（890,902 株）を除く株式数（20,149,098 株）に占める割合（以下「保有割合」といいます。）にして 9.37%（小数点以下第三位を四捨五入。以下比率の計算において、特に別の取扱いを定めていない限り、同様に計算しております。）保有しており、また、当社の連結子会社である三菱商事パッケージング株式会社（以下「三菱商事パッケージング」といいます。）は、対象者株式を 1,000,000 株（保有割合にして 4.96%）保有しておりますが、この度、平成 23 年 8 月 19 日開催の取締役会において、対象者の筆頭株主であり対象者の従業員である渡辺明人氏の保有する対象者株式 4,907,847 株（保有割合にして 24.36%）のうち 4,798,000 株（保有割合にして 23.81%）、並びに渡辺明人氏がその株式の過半数を保有し、渡辺明人氏及びその親族の資産管理業務を行っている渡辺興産株式会社（以下「渡辺興産」といいます。なお、渡辺興産は、対象者が平成 23 年 8 月 12 日に提出した第 52 期第 2 四半期報告書に記載された平成 23 年 6 月 30 日現在の対象者株式に係る所有株式数で対象者の全株主中第 2 位とされております。）の保有する対象者株式 3,980,000 株（保有割合にして 19.75%）の全てを取得し、対象者を連結子会社化することを主たる目的として、公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を実施することを決議いたしました。

上記のとおり、本公開買付けは、渡辺興産及び渡辺明人氏が保有する対象者株式を取得し、対象者を連結子会社とすることを主な目的とするものであることから、本公開買付けにおいては、8,778,000 株（保有割合にして 43.57%）を買付予定数の下限として設定しておりますので、応募株券等の数の合計が当該下限に満たない場合には、応募株券等の全部の買付けを行いません。

また、当社は、対象者株式の上場廃止については現時点では企図しておりませんが、本公開買付けにおける買付価格による売却を希望する、渡辺興産及び渡辺明人氏以外の対象者株主の皆様について、渡辺興産及び渡辺明人氏と同様の対象者株式の売却の機会を確保するために、買付予定数の上限は定めておりません。従って、応募株券等の総数が買付予定数の下限（8,778,000 株）以上の場合には、応募株券

等の全部の買付けを行います（本公開買付けにより対象者株式が上場廃止となる見込み及びその事由については、後記「(6) 上場廃止となる見込み及びその事由」をご参照下さい。）。

なお、渡辺明人氏が保有する対象者株式 4,907,847 株（保有割合にして 24.36%）のうち、3,658,000 株（保有割合にして 18.15%）については中央化学商事株式会社（以下「中央化学商事」といいます。）が、1,080,000 株（保有割合にして 5.36%）については株式会社三井住友銀行（以下「三井住友銀行」といいます。）が、60,000 株（保有割合にして 0.30%）については株式会社三菱東京UFJ銀行（以下「三菱東京UFJ銀行」といいます。）がそれぞれ質権を設定しておりますが（これらの質権が設定された、渡辺明人氏の保有する対象者株式の合計は、4,798,000 株（保有割合にして 23.81%）になります。）、当社は、渡辺明人氏との間で平成 23 年 8 月 19 日付で公開買付応募契約を締結し、(i)①当社の適法かつ有効な設立及び有効な存続並びに現在当社が行っている事業を行うために必要な権利能力及び行為能力の保有に関する事項、②当社による当該公開買付応募契約の適法かつ有効な締結、これを履行するために必要な権利能力及び行為能力の保有、当社による当該公開買付応募契約の締結及び履行が当社の目的の範囲内の行為であること、並びに当社による当該公開買付応募契約の締結及び履行に必要な法令等に基づく手続の適時かつ適式な履践に関する事項、③当該公開買付応募契約の当社による適法かつ有効な締結、当該公開買付応募契約が当社の適法、有効かつ法的拘束力のある義務を構成すること、及び当該公開買付応募契約の強制執行が可能であること、④当社による当該公開買付応募契約の締結及び履行のために当社において必要とされる法令等に基づく手続の適法かつ適正な履践に関する事項、⑤当社による当該公開買付応募契約の締結及び履行が法令等に違反するものではなく、当社の定款その他の社内規則に違反するものではなく、当社が当事者となっている契約等について債務不履行事由等を構成するものではなく、かつ司法・行政機関の判断等に違反するものではないこと、並びに、⑥当社が、本公開買付けに関する事実を除き、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）第 166 条第 1 項柱書に規定される対象者に係る未公表の重要事実を認識していないこととの当該公開買付応募契約に基づく当社の表明及び保証に重大な誤りが存在しないこと、並びに(ii)渡辺明人氏の保有する上記の各質権の対象とされている対象者株式のそれぞれにつき、渡辺明人氏の直近上位機関の口座の保有欄において増加の記録がされ、当該各質権が消滅したことを条件として（なお、かかる前提条件が充足されない場合であっても、渡辺明人氏が自らの判断で本公開買付けに応募することは禁止又は制限されておりません。）、渡辺明人氏が、当該各質権の対象とされている対象者株式を本公開買付けに応募する旨、合意しております。

また、渡辺興産が保有する対象者株式 3,980,000 株（保有割合にして 19.75%）のうち、2,320,000 株（保有割合にして 11.51%）については三菱東京UFJ銀行が、1,660,000 株（保有割合にして 8.24%）については株式会社埼玉りそな銀行（以下「埼玉りそな銀行」といいます。）がそれぞれ質権を設定しておりますが（これらの質権が設定された渡辺興産の保有する対象者株式は、渡辺興産が保有する対象者株式 3,980,000 株（保有割合にして 19.75%）の全てとなります。）、当社は、渡辺興産との間で平成 23 年 8 月 19 日付で公開買付応募契約を締結し、(i)①当社の適法かつ有効な設立及び有効な存続並びに現在当社が行っている事業を行うために必要な権利能力及び行為能力の保有に関する事項、②当社による当該公開買付応募契約の適法かつ有効な締結、これを履行するために必要な権利能力及び行為能力の保有、当社による当該公開買付応募契約の締結及び履行が当社の目的の範囲内の行為であること、並びに当社による当該公開買付応募契約の締結及び履行に必要な法令等に基づく手続の適時かつ適式な履践に関する事項、③当該公開買付応募契約の当社による適法かつ有効な締結、当該公開買付応募契約が当社の適法、有効かつ法的拘束力のある義務を構成すること、及び当該公開買付応募契約の強制執行が可能であること、④当社による当該公開買付応募契約の締結及び履行のために当社において必要とされる法令等に基づく手続の適法かつ適正な履践に関する事項、⑤当社による当該公開買付応募契約の締結及び履行が法令等に違反するものではなく、当社の定款その他の社内規則に違反するものではなく、当社が当事者となっている契約等について債務不履行事由等を構成するものではなく、かつ司法・行政機関の判断等に違反するものではないこと、並びに、⑥当社が、本公開買付けに関する事実を除き、法第 166 条第 1 項柱書に規定される対象者に係る未公表の重要事実を認識していないこととの当該公開買付応募契約に基づく当社の表明及び保証に重大な誤りが存在しないこと、並びに(ii)渡辺興産の保有する上記

の各質権の対象とされている対象者株式のそれぞれにつき、渡辺興産の直近上位機関の口座の保有欄において増加の記録がされ、当該各質権が消滅したことを条件として（なお、かかる前提条件が充足されない場合であっても、渡辺興産が自らの判断で本公開買付けに応募することは禁止又は制限されておりません。）、渡辺興産が、当該各質権の対象とされている対象者株式を本公開買付けに応募する旨、合意しております。

なお、当社は、渡辺興産及び渡辺明人氏より、渡辺興産及び渡辺明人氏と上記の質権に係る質権者である三菱東京UFJ銀行、埼玉りそな銀行、三井住友銀行及び中央化学商事との間において、上記の質権の解除について協議が行われ、その結果、渡辺興産、渡辺明人氏、三菱東京UFJ銀行、埼玉りそな銀行、三井住友銀行及び中央化学商事との間で、上記の公開買付応募契約が変更及び解除されておらず、また、本公開買付けに係る買付期間の末日までに上記の公開買付応募契約が変更及び解除される合理的なおそれがないこと、本公開買付けが撤回されておらず、また撤回される合理的なおそれがないこと等を条件として上記の質権者が自らの有する質権を解除し、渡辺興産及び渡辺明人氏が当該質権の対象とされている対象者株式を本公開買付けに応募することに関し、平成23年8月19日付で合意が成立した旨、聞いております。

他方、当社は、本公開買付けの開始に先立ち、対象者の株主である三菱商事パッケージング（本日現在の保有株式数1,000,000株（保有割合にして4.96%））、三菱樹脂株式会社（以下「三菱樹脂」といいます。）（対象者が平成23年8月12日に提出した第52期第2四半期報告書に記載された平成23年6月30日現在の保有株式数662千株（保有割合にして3.29%））、株式会社JSP（以下「JSP」といいます。）（対象者が平成23年8月12日に提出した第52期第2四半期報告書に記載された平成23年6月30日現在の保有株式数625千株（保有割合にして3.10%））及び三菱東京UFJ銀行（対象者が平成23年8月12日に提出した第52期第2四半期報告書に記載された平成23年6月30日現在の保有株式数516千株（保有割合にして2.56%））の4社（対象者が平成23年8月12日に提出した第52期第2四半期報告書に記載された平成23年6月30日現在の上記4社の保有株式数の合計2,803千株（保有割合にして13.91%））から、これらの各社が保有する対象者株式全てにつき本公開買付けに応募しない意向を有している旨、聞いております。

なお、対象者によれば、平成23年8月19日開催の対象者の取締役会において、対象者の取締役全員が審議及び決議に参加し、対象者の取締役の全員一致により、以下の理由に基づき、本公開買付けについて賛同の意見を表明するとともに、本公開買付けに応募するか否かについては株主の皆様のご判断に委ねる旨決議しているとのことです。

すなわち、対象者によれば、対象者はこれまで、対象者の中長期的な成長発展と企業価値向上を見据え、株主の皆様への最善かつ適切な利益をもたらすための方策について継続的に検討を重ねてきたものの、現在対象者は、国内の厳しい市場環境、即ち飽和状態にある市場を起因とする競合他社との価格競争及び国内売上高の伸び悩み、原油価格の高騰など厳しい経営環境に直面しているとのことです。その状況にあつて、対象者が永続的に成長を続け企業価値を向上させていくためには、国内における事業基盤の強化は勿論のこと、中国事業の強化・推進によって直接的にもたらされる中国事業収益の獲得と、中国に直接的あるいは間接的に関わりを有する対象者得意先及びユーザー等との協働によってもたらされる国内事業収益の獲得が必要不可欠であると認識しているとのことです。

対象者は、本公開買付けにより対象者が当社の連結子会社となることによって、対象者の対外的な信用力が増大し、対象者の資金調達コストの削減や取引先の維持及び拡大が期待でき、当社による一層の販売面、原料供給面等での支援を対象者の事業に活用することができるものと考えているとのことです。特に、(i)当社のグローバルネットワークを通じた中国市場における販路の拡大、(ii)当社のネットワークを通じた効率的な資材の調達、(iii)未進出エリアや新商品の共同提案及び共同開発、(iv)販売先の共同開拓などのメリットが得られ、対象者の重要な経営課題である国内における事業基盤の強化及び中国事業の更なる成長等により、当社との協働による一定のシナジーを実現することが期待できると考えているとのことです。更に、対象者の大株主である渡辺興産及び渡辺明人氏が本公開買付けに応募することにより、永年に亘り計上されてきたゴルフ場開発投資事業に係る破産更生債権等の整理がなされ、対象者の財務内容の改善に資することなどによるメリットも存するものと判断したとのことです。

以上の理由等から、対象者は、本公開買付けにより当社の連結子会社となることによって、当社とのシナジーを実現することが、対象者の中長期的な企業価値の向上に資すると判断したとのことです。

もっとも、下記「(5) 買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「①独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」記載のとおり、対象者の依頼した第三者機関であるプライスウォーターハウスクーパース株式会社（以下「PwC」といいます。）による対象者株式の株式価値算定結果によれば、本公開買付けにおける買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）は、市場株価基準方式及び類似会社比準方式による算定結果に示された価格のレンジの範囲内であるものの、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー方式（以下「DCF方式」といいます。）による算定結果に示された価格のレンジを下回る価格とのことです。

対象者としては、上記の株式価値算定結果（本公開買付価格がPwCのDCF方式による算定結果に示された価格のレンジを下回ることを含みます。）に加え、本公開買付けが対象者の株主に本公開買付価格での株式売却の機会を提供するものであって、本公開買付けに対してその保有する対象者株式を応募することを希望しない株主はこれを応募しないことができること、本公開買付けは買付予定数の上限は定めていないものの、当社によれば、当社は、対象者株式の上場廃止については現時点では企図していないとのことであり、本公開買付けの結果、万一、対象者株式が上場廃止基準（下記（6）に定める意味を有するものとします。）に抵触した場合、対象者は、対象者株式の上場を維持するための具体的な方策（対象者株式に係る従業員持株会の会員に対し持株会を通じて保有する株式を途中引き出しするよう要請すること、対象者の役職員に対象者株式の保有を継続するよう要請すること、対象者の保有する自己株式の売出し等を含みます。）の実行を予定しており、当社は、上場廃止の回避のための方策について対象者と誠実に協議し、合理的な範囲で鋭意協力する予定であるとのこと、対象者の一部の株主からはその保有する対象者株式全てにつき本公開買付けに応募しない意向を有している旨を聞いていること等をも総合的に勘案して、本公開買付価格の妥当性についての意見を留保し、本公開買付けに応募するか否かについては株主の判断に委ねることが望ましいと判断し、平成23年8月19日開催の取締役会において、取締役全員一致によって、上記の意見を表明することを決議したとのことです。

なお、上記取締役会には対象者の監査役の全員が出席し、いずれも、当該取締役会における決議事項について異議がない旨の意見を述べているとのことです。

(2) 本公開買付けの目的及び背景

当社グループは、国内外のネットワークを通じて、エネルギー、金属、機械、化学品、生活産業関連の多種多様な商品の売買や製造、資源開発、インフラ関連事業、金融事業を行うほか、新エネルギー・環境分野等における新しいビジネスモデルや新技術の事業化、総合商社の持つ機能を活かした各種サービスの提供など、広範な分野で多角的に事業を展開しております。

こうした中、当社は、平成22年度から向こう3年間の新たな計画として「中期経営計画2012」を策定し、その中では当社が目指すべきこととして「継続的企業価値の創出（継続的経済価値、継続的社会価値、継続的環境価値の“3つの価値”の創出）」を掲げております。全てのステークホルダーの要請・期待を踏まえ、事業活動を通じて日本や世界の課題解決に貢献しながら、「継続的企業価値」の創出を目指しております。新興国の高い経済成長、先進国の地位の相対的低下、価値観の変化、技術革新、新興国の台頭などが生み出す新たな成長市場の出現、ステークホルダーの広がりなどの外部環境変化や、当社自身の収益構造の変化、収益モデルの変化・多様化、ビジネス現場や実質的な事業推進母体の事業投資先への移転などの内部環境変化を踏まえ、当社は「収益基盤の強化・充実」と「次なる収益の柱の育成」に向けた取組みを推進しております。

当社化学品グループは、川上の原料を扱う汎用化学品分野、そして川下の製品を扱うプラスチックや電子材料などの機能化学品分野、及び食品素材、医・農薬、バイオなどのライフサイエンス分野において事業を展開しており、機能化学品分野においては、川上から川下までのグローバルなチェーンの構築・強化、海外成長市場へのマーケットイン型地域戦略、需要に対する品揃えの強化のためのワンストップサプライプラットフォーム戦略を推進しております。中でも、プラスチックは、建材・包装材料、

自動車・家電部品等に幅広く使用され、今後も着実な成長が見込まれることから、強化拡大すべき事業領域と位置付けております。既存取引に加え、競争力のある原料確保や加工分野への投資により、バリューチェーンを強化するためのさまざまな取り組みを推進しております。

一方、対象者によれば、対象者は、昭和 36 年に食品包装容器の製造・販売を開始して以来、プラスチック製食品包装容器の製造・販売事業のリーディングカンパニーとして、時代に対応した素材開発から成型技術まで独自の技術を確認し、現在まで数多くの特許や実用新案を内外で取得してきたとのことです。また、環境問題におきましても、業界に先駆けて、環境負荷の少ない素材開発から各種リサイクルシステムの構築など幅広い分野で検証を行い、従来にないリサイクル製品を市場に投入しているとのことです。また、対象者は、「世界の食文化の創造」をテーマに海外での事業展開にも邁進しており、既に中国に子会社を設立したほか、世界各地に技術輸出するなど世界の食文化向上に貢献しているとのことです。

対象者は4つの強み「卓越した技術開発力」、「環境配慮型製品」、「徹底した安全衛生体制」、「充実したサービス」を背景にプラスチック製食品包装容器業界のリーディングカンパニーとして日本の食文化に貢献してきたとのことです。そして、現在、対象者は、平成 23 年 2 月に発表した中期経営計画に基づいて、「日本一の食品包装容器メーカーの再興」への基礎固め期間と位置づけ、国内においては事業構造改革推進による収益改善、中国においては攻略市場の明確化及び供給体制の整備を行っているとのことです。

具体的には、対象者は、国内については、平成 23 年 1 月 1 日付で完全子会社であったシー・エフ・ケイ株式会社を吸収合併し、事業運営の更なる効率化とグループにおける経営資源の有効活用に努めるとともに、昨年に引き続き、Safety（安全）・Quality（品質）・Cost（コスト）・Delivery（納品体制）の充実を目指す「SQCD 向上活動」を全部門で推進しているとのことです。

また、中国においては、平成 20 年 8 月から開催された北京五輪及び平成 22 年 5 月に開催された上海国際博覧会では、対象者の連結子会社である北京雁栖中央化学有限公司及び上海中央化学有限公司が中国国内のワンウェイ食品容器メーカーの中で唯一、安全・安心な食品容器供給メーカーとしての指名を受けたことで、対象者グループの製品に対する安全性が再認識され、衛生面の安全性を重視する需要家の掘り起こしに加え、経済成長による市場規模の拡大から、対象者の中国子会社の売上高は 2 桁台の伸びを示しているとのことです。さらに、対象者の子会社間での情報共有・設備共有を推進したことにより、対象者の中国子会社の業績は、大きく改善しているとのことです。その結果、中国市場における売上高は順調に拡大し、平成 22 年度連結会計年度では、対象者の連結売上高のうち、中国市場が 9.4%を占めるに至ったとのことです。今後も、対象者は、上記の 4 つの強みを最大限に発揮し、拡大を続ける成長市場としての中国市場におけるリーディングカンパニーを目指し、海外事業を更に強化していくとのことです。

他方で、対象者を取り巻く事業環境は困難な状況が続いているとのことです。近年の国内におけるプラスチック製食品包装容器市場は、少子高齢化による需要の縮小及び同業他社との競争の激化に伴う販売単価の下落等の影響下にあり、供給過多による飽和状態となりつつあり、今後も、長く低迷が続く経済環境下では、国内におけるプラスチック製食品包装容器市場の大きな成長は見込めないものと考えているとのことです。

対象者は、平成 12 年以降台頭してきた競合他社や業界の環境変化への対応の遅れによる業績の低迷に加え、平成 15 年に生じたゴルフ場開発投資事業における貸倒損失等によって、財務状況が悪化しました。当社は、平成 21 年に、三菱樹脂及び JSP と共同で、対象者の増資引受けを行い、三菱東京UFJ銀行と 4 社共同での支援体制を構築しました。そして、対象者においては、平成 22 年 3 月に、宇川進氏を新社長とする新たな体制のもと、経営改革が開始され、製造面では改善効果が現われ始めているものの、販売面での改革の遅れから未だ売上高の改善は見られないとのことです。対象者は、依然として財務体質に課題を抱えている状況にあり、加えて震災という新たなマイナス要因も発生し、再建の速度を加速する必要に迫られていると考えているとのことです。

当社は、約 2 年間に亘り、対象者の中国事業を中心に事業改善のサポートを行って参りましたが、中国事業においては様々な課題があるものの、適切な対応をすれば解決できるレベルの課題と捉え、また、

中国市場の急速な拡大を背景に今後大きな飛躍が期待できるとの認識を持つ一方で、国内においては現在の営業体制及び会社の制度・組織に改善の余地があるのではないかと考え、それらを具体的に進めていくには、現状の出資割合を前提とした現下の支援体制では難しいという結論に帰着致しました。

そこで、当社は、平成 23 年 5 月下旬に、対象者に対し、渡辺興産及び渡辺明人氏の保有する対象者株式を公開買付けにより買い受けることにより対象者を連結子会社化し、対象者の中国食品容器事業の強化及び対象者の海外事業の強化を図りたいとの内容の提案（以下「本提案」といいます。）を致しました。対象者によれば、本提案を受けて以降、対象者は、PwC 及び法務アドバイザーである森・濱田松本法律事務所から助言を受けながら、本提案の内容について慎重に検討を重ねてきたとのこと。一方、当社は、対象者との間で、対象者の中長期的な経営課題に対する取り組み方や本公開買付け後に生じるシナジー等について協議し、対象者の持続的な成長及び中長期的な企業価値の向上についての検討を重ねてまいりました。

また、当社は、渡辺興産及び渡辺明人氏より、渡辺興産及び渡辺明人氏と上記の質権に係る質権者である三菱東京UFJ銀行、埼玉りそな銀行、三井住友銀行及び中央化学商事との間において、上記の質権の解除について協議が行われ、その結果、渡辺興産、渡辺明人氏、三菱東京UFJ銀行、埼玉りそな銀行、三井住友銀行及び中央化学商事との間で、上記の公開買付応募契約が変更及び解除されておらず、また、本公開買付けに係る買付期間の末日までに上記の公開買付応募契約が変更及び解除される合理的なおそれがないこと、本公開買付けが撤回されておらず、また撤回される合理的なおそれがないこと等を条件として上記の質権者が自らの有する質権を解除し、渡辺興産及び渡辺明人氏が当該質権の対象とされている対象者株式を本公開買付けに応募することに関し、平成 23 年 8 月 19 日付で合意が成立した旨、聞いております。

以上の状況を踏まえて、素材開発から成型技術まで独自の技術力もあり、また中国市場での大きな飛躍が期待できる対象者を連結子会社化し、商社として得意とする販売面、原料供給面、中国事業全般に於いて一步踏み込んだ再建支援を強化、加速することが、両社にとっての継続的企業価値の向上を実現可能とし、株主の皆様、従業員を含めた全てのステークホルダーにとって最善の選択になるものと判断し、今般、本公開買付けを実施することに致しました。

(3) 本公開買付け後の経営方針

上記記載の再建支援を行い、当社及び対象者の更なる成長及び企業価値の向上を達成するため、当社は、対象者の取締役の過半数を派遣する予定です。また、本日現在、対象者の代表取締役である宇川進氏については、本公開買付けの成立後も引き続き、対象者の代表取締役として対象者の経営にあたることを予定しております。その他、対象者の経営体制、経営方針等については、今後対象者と協議・検討を行うことを予定しております。

(4) 本公開買付けに係る重要な合意等

① 対象者の取締役及び監査役全員の承認

対象者によれば、平成 23 年 8 月 19 日開催の対象者の取締役会において、対象者の取締役全員が審議及び決議に参加し、対象者の取締役の全員一致により、本公開買付けについて賛同の意見を表明するとともに、本公開買付けに応募するか否かについては株主の皆様のご判断に委ねる旨決議しているとのこと。なお、対象者によれば、かかる決議の理由については、上記「(1) 本公開買付けの概要」記載のとおりとのこと。また上記取締役会には対象者の監査役の全員が出席し、いずれも、当該取締役会における決議事項について異議がない旨の意見を述べているとのこと。

② 公開買付者と対象者の株主との間における本公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

当社は、渡辺明人氏との間で平成 23 年 8 月 19 日付で公開買付応募契約を締結し、(i)①当社の適法かつ有効な設立及び有効な存続並びに現在当社が行っている事業を行うために必要な権利能力及び行為能力の保有に関する事項、②当社による当該公開買付応募契約の適法かつ有効な締結、これを履行するために必要な権利能力及び行為能力の保有、当社による当該公開買付応募契約の締結及び履行が当社の

目的の範囲内の行為であること、並びに当社による当該公開買付応募契約の締結及び履行に必要な法令等に基づく手続の適時かつ適式な履践に関する事項、③当該公開買付応募契約の当社による適法かつ有効な締結、当該公開買付応募契約が当社の適法、有効かつ法的拘束力のある義務を構成すること、及び当該公開買付応募契約の強制執行が可能であること、④当社による当該公開買付応募契約の締結及び履行のために当社において必要とされる法令等に基づく手続の適法かつ適正な履践に関する事項、⑤当社による当該公開買付応募契約の締結及び履行が法令等に違反するものではなく、当社の定款その他の社内規則に違反するものではなく、当社が当事者となっている契約等について債務不履行事由等を構成するものではなく、かつ司法・行政機関の判断等に違反するものではないこと、並びに、⑥当社が、本公開買付けに関する事実を除き、法第 166 条第 1 項柱書に規定される対象者に係る未公表の重要事実を認識していないこととの当該公開買付応募契約に基づく当社の表明及び保証に重大な誤りが存在しないこと、並びに(ii)渡辺明人氏の保有する上記の各質権の対象とされている対象者株式のそれぞれにつき、渡辺明人氏の直近上位機関の口座の保有欄において増加の記録がされ、当該各質権が消滅したことを条件として（なお、かかる前提条件が充足されない場合であっても、渡辺明人氏が自らの判断で本公開買付けに応募することは禁止又は制限されておられません。）、渡辺明人氏が、当該各質権の対象とされている対象者株式を本公開買付けに応募する旨、合意しております。

また、当社は、渡辺興産との間で平成 23 年 8 月 19 日付で公開買付応募契約を締結し、(i)①当社の適法かつ有効な設立及び有効な存続並びに現在当社が行っている事業を行うために必要な権利能力及び行為能力の保有に関する事項、②当社による当該公開買付応募契約の適法かつ有効な締結、これを履行するために必要な権利能力及び行為能力の保有、当社による当該公開買付応募契約の締結及び履行が当社の目的の範囲内の行為であること、並びに当社による当該公開買付応募契約の締結及び履行に必要な法令等に基づく手続の適時かつ適式な履践に関する事項、③当該公開買付応募契約の当社による適法かつ有効な締結、当該公開買付応募契約が当社の適法、有効かつ法的拘束力のある義務を構成すること、及び当該公開買付応募契約の強制執行が可能であること、④当社による当該公開買付応募契約の締結及び履行のために当社において必要とされる法令等に基づく手続の適法かつ適正な履践に関する事項、⑤当社による当該公開買付応募契約の締結及び履行が法令等に違反するものではなく、当社の定款その他の社内規則に違反するものではなく、当社が当事者となっている契約等について債務不履行事由等を構成するものではなく、かつ司法・行政機関の判断等に違反するものではないこと、並びに、⑥当社が、本公開買付けに関する事実を除き、法第 166 条第 1 項柱書に規定される対象者に係る未公表の重要事実を認識していないこととの当該公開買付応募契約に基づく当社の表明及び保証に重大な誤りが存在しないこと、並びに(ii)渡辺興産の保有する上記の各質権の対象とされている対象者株式のそれぞれにつき、渡辺興産の直近上位機関の口座の保有欄において増加の記録がされ、当該各質権が消滅したことを条件として（なお、かかる前提条件が充足されない場合であっても、渡辺興産が自らの判断で本公開買付けに応募することは禁止又は制限されておられません。）、渡辺興産が、当該各質権の対象とされている対象者株式を本公開買付けに応募する旨、合意しております。

なお、当社は、渡辺興産及び渡辺明人氏より、渡辺興産及び渡辺明人氏と上記の質権に係る質権者である三菱東京UFJ銀行、埼玉りそな銀行、三井住友銀行及び中央化学商事との間において、上記の質権の解除について協議が行われ、その結果、渡辺興産、渡辺明人氏、三菱東京UFJ銀行、埼玉りそな銀行、三井住友銀行及び中央化学商事との間で、上記の公開買付応募契約が変更及び解除されておらず、また、本公開買付けに係る買付期間の末日までに上記の公開買付応募契約が変更及び解除される合理的なおそれがないこと、本公開買付けが撤回されておらず、また撤回される合理的なおそれがないこと等を条件として上記の質権者が自らの有する質権を解除し、渡辺興産及び渡辺明人氏が当該質権の対象とされている対象者株式を本公開買付けに応募することに関し、平成 23 年 8 月 19 日付で合意が成立した旨、聞いております。

他方、当社は、対象者の株主である三菱商事パッケージング、三菱樹脂、JSP 及び三菱東京UFJ銀行から、これらの各社が保有する対象者株式の全てにつき本公開買付けに応募しない意向を有している旨、聞いております。

(5) 買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

当社及び対象者は、本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置として、以下のような措置を講じております。

① 独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、本公開買付価格を決定するに際して参考にするため、当社及び対象者から独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーである三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社（以下「三菱UFJモルガン・スタンレー証券」といいます。）に対し、対象者の株式価値評価分析を依頼しました（なお、三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、当社の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有しません。）。

三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、市場株価分析、類似企業比較分析、ディスカунティッド・キャッシュ・フロー分析（以下「DCF分析」といいます。）の各手法を用いて対象者の株式価値評価分析を行い、当社は三菱UFJモルガン・スタンレー証券から平成23年8月17日に株式価値算定書を取得いたしました（なお、当社は、本公開買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得していません）。上記各手法において分析された対象者の普通株式1株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

市場株価分析	376円から390円
類似企業比較分析	201円から508円
DCF分析	335円から581円

市場株価分析では、本公開買付け公表直前にJASDAQにおいて対象者の普通株式が取引された平成23年8月15日を基準として、JASDAQにおける対象者の普通株式の基準日終値383円、直近1週間の取引成立日の終値平均値384円（小数点以下四捨五入）、直近1ヶ月間の取引成立日の終値平均値390円（小数点以下四捨五入）、及び直近3ヶ月間の取引成立日の終値平均値376円（小数点以下四捨五入）を基に、普通株式1株当たりの価値の範囲を376円から390円までと分析しております。

類似企業比較分析では、対象者と比較的類似する事業を手掛ける上場企業の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、対象者の株式価値を評価し、普通株式1株当たりの価値の範囲を201円から508円までと分析しております。

DCF分析では、対象者の事業計画、直近までの業績の動向、事業環境等の諸要素を考慮した平成23年12月期以降の対象者の将来の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、普通株式1株当たりの価値の範囲を335円から581円までと分析しております。

当社は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券から取得した株式価値算定書記載の分析結果を参考にしながら、対象者の筆頭株主であり対象者の従業員である渡辺明人氏及び渡辺興産との間の対象者株式の取得に係る協議・交渉、対象者へのデュー・ディリジェンス（法務・会計・税務等）の結果、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、本公開買付けの見通し及び対象者株式の市場株価動向等を総合的に勘案し、平成23年8月19日開催の当社取締役会において、本公開買付価格を1株当たり386円と決定しました。

本公開買付価格である1株当たり386円は、本公開買付けの実施についての公表日の直前営業日である平成23年8月18日のJASDAQにおける対象者の普通株式の普通取引終値390円に対して、1.0%のディスカウント（小数点以下第二位四捨五入）、過去1週間（平成23年8月12日～平成23年8月18日）の普通取引終値の単純平均387円（小数点以下四捨五入）に対して、0.3%のディスカウント（小数点以下第二位四捨五入）、過去1ヶ月間（平成23年7月19日～平成23年8月18日）の普通取引終値の単純平均390円（小数点以下四捨五入）に対して、1.0%のディスカウント（小数点以下第二位四捨五入）、過去3ヶ月間（平成23年5月19日～平成23年8月18日）の普通取引終値の単純平均377円（小数点以下四捨五入）に対して、2.4%のプレミアム（小数点以下第二位四捨五入）、過去6ヶ月間（平成23年2月21日～平成23年8月18日）の普通取引終値の単純平均372円（小数点以下四捨五入）に対して、3.8%のプレミアム（小数点以下第二位四捨五入）となります。

一方、対象者によれば、対象者は、対象者及び当社から独立した第三者機関であるPwCより、平成23年8月18日付で、対象者普通株式の株式価値算定書を取得し、当社が提示した本公開買付価格について検討するための基礎資料としたとのことです（なお、対象者は、第三者機関から本公開買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）は取得していないとのことです。）。PwCによる対象者の株式価値の算定結果は、上記の株式価値算定書によれば、以下のとおりとのことです。

市場株価基準方式	377円から394円
類似会社比準方式	371円から471円
DCF方式	545円から691円

PwCは、対象者の経営陣から事業の現状及び将来の事業計画等の資料を取得して説明を受け、それらの情報を踏まえて、一定の前提及び条件の下で対象者の株式価値を算定したとのことです。PwCの株式価値算定書では、対象者が継続企業であるとの前提の下、市場株価基準方式、類似会社比準方式及びDCF方式の各手法を用いて対象者の株式価値を算定しているとのことです。市場株価基準方式は、対象者普通株式の株式市場における株価を基に株式価値を評価する手法であり、上場企業の株式価値評価における客観的な評価手法であると考え、採用しているとのことです。市場株価基準方式では、評価基準日を平成23年8月17日として、最近における株価及び取引量に鑑み、対象者普通株式のJASDAQにおける評価基準日の終値（390円）並びに評価基準日までの2週間、1ヶ月間及び3ヶ月間における株価終値平均値（2週間：384円（小数点以下四捨五入）、1ヶ月間：390円（小数点以下四捨五入）、3ヶ月間：377円（小数点以下四捨五入））並びに出来高加重平均値（2週間：382円（小数点以下四捨五入）、1ヶ月間：394円（小数点以下四捨五入）、3ヶ月間：381円（小数点以下四捨五入））を分析した上で、対象者普通株式の1株当たりの株式価値を377円～394円と算定しているとのことです。類似会社比準方式は、同業他社の株価及び財務データを使用するため、市場株価基準方式と同様に株式市場の客観性を評価に反映することができると考え、採用しているとのことです。類似会社比準方式では、上場類似企業の各種比準倍率を分析した上で、対象者普通株式の1株当たりの株式価値を371円～471円と算定しているとのことです。DCF方式は、企業の将来キャッシュフロー（収益力）に基づく評価手法であるため、継続企業（ゴーイング・コンサーン）の評価を行う上で適した手法であると考え、採用しているとのことです。DCF方式では、対象者が作成した平成23年12月期から平成25年12月期の事業計画を基礎として算定した将来キャッシュフローを、一定の割引率で現在価値に割引くことにより企業価値を評価し、対象者普通株式の1株当たりの株式価値を545円～691円と算定しているとのことです。

② 法律事務所からの助言

対象者によれば、対象者の取締役会での検討及び意思決定に際しては、意思決定過程における公正性を確保するための措置として、対象者の法務アドバイザーである森・濱田松本法律事務所から必要な法的助言を受けているとのことです。

③ 取締役及び監査役全員の承認

対象者によれば、平成23年8月19日開催の対象者の取締役会において、対象者の取締役全員が審議及び決議に参加し、対象者の取締役の全員一致により、本公開買付けについて賛同の意見を表明するとともに、本公開買付けに応募するか否かについては株主の皆様のご判断に委ねる旨決議しているとのことです。なお、対象者によれば、かかる決議の理由については、上記「(1) 本公開買付けの概要」記載のとおりとのことです。また、上記取締役会には対象者の監査役の全員が出席し、いずれも、当該取締役会における決議事項について異議がない旨の意見を述べているとのことです。

(6) 上場廃止となる見込み及びその事由

当社は、本公開買付けにより、渡辺興産及び渡辺明人氏が保有する対象者株式を取得し、対象者を連結子会社化することを企図しておりますが、対象者株式の上場廃止については現時点では企図しておりません。また、対象者の現経営陣は、現時点において、本公開買付け後も対象者株式について上場を維持することを希望しているとのことです。

もつとも、本公開買付けにおける買付価格による売却を希望する、渡辺興産及び渡辺明人氏以外の対象者株主の皆様について、渡辺興産及び渡辺明人氏と同様の対象者株式の売却の機会を確保するため、本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりません。

したがいまして、本公開買付けの結果次第では、以下の①から③まで等のJASDAQの上場廃止基準（以下「上場廃止基準」といいます。）に該当し、対象者株式は、所定の手続きを経て上場廃止となる可能性があります。

- ① 上場会社の事業年度の末日に浮動株式数（役員（役員持株会を含み、取締役、会計参与、監査役及び執行役をいいます。）、上場会社が自己株式を所有している場合の当該上場会社及び上場株式数の10%以上の株式を所有する株主（明らかに固定的所有でない認められる株式を除きます。）を除く株主が所有する株式の数をいいます。以下同じ。）が500単位未満である場合において、1か年以内に500単位以上とならないとき
- ② 上場会社の事業年度の末日に株主数が150人未満である場合において、1か年以内に150人以上とならないとき
- ③ 上場会社の事業年度の末日に浮動株時価総額（浮動株式数に事業年度の末日における最終価格を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）が2億5,000万円未満である場合において、1か年以内に2億5,000万円以上とならないとき

本公開買付けの結果、万一、対象者株式が上場廃止基準に抵触した場合、対象者によれば、対象者において対象者株式の上場を維持するための具体的な方策（対象者株式に係る従業員持株会の会員に対し当該従業員持株会を通じて保有する株式を途中引き出しするよう要請すること、対象者の役職員に対象者株式の保有を継続するよう要請すること、対象者の保有する自己株式の売出し等を含みます。）の実行を予定しているとのことであり、当社は、上場廃止の回避のための方策について対象者と誠実に協議し、合理的な範囲で鋭意協力する予定です。

なお、当社は、本公開買付けの開始に先立ち、対象者株主である三菱商事パッケージング（本日現在の保有株式数1,000,000株（保有割合にして4.96%））、三菱樹脂（対象者が平成23年8月12日に提出した第52期第2四半期報告書に記載された平成23年6月30日現在の保有株式数662千株（保有割合にして3.29%））、JSP（対象者が平成23年8月12日に提出した第52期第2四半期報告書に記載された平成23年6月30日現在の保有株式数625千株（保有割合にして3.10%））及び三菱東京UFJ銀行（対象者が平成23年8月12日に提出した第52期第2四半期報告書に記載された平成23年6月30日現在の保有株式数516千株（保有割合にして2.56%））の4社（対象者が平成23年8月12日に提出した第52期第2四半期報告書に記載された平成23年6月30日現在の上記4社の保有株式数の合計2,803千株（保有割合にして13.91%））から、これらの各社が保有する対象者株式全てにつき本公開買付けに応募しない意向を有している旨、聞いております。但し、三菱商事パッケージング、三菱樹脂、JSP及び三菱東京UFJ銀行が本公開買付けに応募しない場合であっても、本公開買付けの結果次第では、上記の①から③まで等の上場廃止基準に該当し、対象者株式は、所定の手続きを経て上場廃止となる可能性があります。

また、上記①記載の浮動株式数による上場廃止基準及び上記③記載の浮動株時価総額による上場廃止基準については、平成25年4月1日以後最初に開始する事業年度より適用されます。また、上記②記載の株主数による上場廃止基準については、事業年度の末日及び当該日から1年の猶予期間における株主数を基準として判断されること、本公開買付けの開始後最初に到来する対象者の事業年度の末日は、平成23年12月31日です。

(7) 本公開買付けの後、対象者の株券等をさらに取得する予定の有無、理由、内容

当社は、渡辺明人氏が保有する対象者株式4,907,847株（保有割合にして24.36%）のうち4,798,000株（保有割合にして23.81%）及び渡辺興産が保有する対象者株式3,980,000株（保有割合にして19.75%）の全てを取得し、対象者を連結子会社化することを主たる目的として本公開買付けを実施するため、その目的を達成した場合には、現時点で、対象者株式の追加取得を行うことは予定しておりませ

ん。

2. 買付け等の概要

(1) 対象者の概要

① 名 称	中央化学株式会社																				
② 所 在 地	埼玉県鴻巣市宮地3丁目5番1号																				
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長執行役員 宇川 進																				
④ 事業内容	合成樹脂製簡易食品容器及び関連商・製品の製造並びに販売																				
⑤ 資本金	6,212百万円(平成23年6月30日現在)																				
⑥ 設立年月日	昭和36年1月30日																				
⑦ 大株主及び持株比率 (平成23年6月30日現在)	<table border="0"> <tr> <td>渡辺明人</td> <td>23.32%</td> </tr> <tr> <td>渡辺興産株式会社</td> <td>18.91%</td> </tr> <tr> <td>三菱商事株式会社</td> <td>8.97%</td> </tr> <tr> <td>三菱商事パッケージング株式会社</td> <td>4.75%</td> </tr> <tr> <td>東日本CT共栄会</td> <td>4.11%</td> </tr> <tr> <td>西日本CT共栄会</td> <td>3.14%</td> </tr> <tr> <td>三菱樹脂株式会社</td> <td>3.14%</td> </tr> <tr> <td>株式会社JSP</td> <td>2.97%</td> </tr> <tr> <td>株式会社三井住友銀行</td> <td>2.53%</td> </tr> <tr> <td>株式会社三菱東京UFJ銀行</td> <td>2.45%</td> </tr> </table>	渡辺明人	23.32%	渡辺興産株式会社	18.91%	三菱商事株式会社	8.97%	三菱商事パッケージング株式会社	4.75%	東日本CT共栄会	4.11%	西日本CT共栄会	3.14%	三菱樹脂株式会社	3.14%	株式会社JSP	2.97%	株式会社三井住友銀行	2.53%	株式会社三菱東京UFJ銀行	2.45%
渡辺明人	23.32%																				
渡辺興産株式会社	18.91%																				
三菱商事株式会社	8.97%																				
三菱商事パッケージング株式会社	4.75%																				
東日本CT共栄会	4.11%																				
西日本CT共栄会	3.14%																				
三菱樹脂株式会社	3.14%																				
株式会社JSP	2.97%																				
株式会社三井住友銀行	2.53%																				
株式会社三菱東京UFJ銀行	2.45%																				
⑧ 上場会社と対象者の関係																					
資本関係	当社は、対象者の発行済株式総数の8.97%に相当する対象者株式を保有しております。また当社の連結子会社である三菱商事パッケージング株式会社は、対象者の発行済株式総数の4.75%に相当する対象者株式を保有しております。																				
人的関係	当社の従業員3名が対象者に出向しており、そのうち1名は対象者の執行役員に就任しております。																				
取引関係	当社は対象者へ原材料等の販売を行っております。																				
関連当事者への該当状況	当社は、対象者の関連当事者には該当しません。また、当社の関係者及び関係会社は、対象者の関連当事者には該当しません。																				

(注1) 上記のほか対象者所有の自己株式890千株(4.23%)があります。

(注2) 上記(注1を含みます。)は対象者が平成23年3月29日に提出した第51期有価証券報告書及び平成23年8月12日に提出した第52期第2四半期報告書に基づいて作成しております。

(2) 日程等

① 日程

取締役会決議	平成23年8月19日(金曜日)
公開買付開始公告日	平成23年9月5日(月曜日) 電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス http://info.edinet-fsa.go.jp/)
公開買付届出書提出日	平成23年9月5日(月曜日)

② 届出当初の買付け等の期間

平成23年9月5日（月曜日）から平成23年10月19日（水曜日）まで（30営業日）

- ③ 対象者の請求に基づく延長の可能性
該当事項はありません。

(3) 買付け等の価格

普通株式1株につき、386円

(4) 買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

当社は、本公開買付価格を決定するに際して参考にするため、当社及び対象者から独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーである三菱UFJモルガン・スタンレー証券に対し、対象者の株式価値評価分析を依頼しました（なお、三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、当社の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有しません。）。

三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、市場株価分析、類似企業比較分析、DCF分析の各手法を用いて対象者の株式価値評価分析を行い、当社は三菱UFJモルガン・スタンレー証券から平成23年8月17日に株式価値算定書を取得いたしました（なお、当社は、本公開買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得していません）。上記各手法において分析された対象者の普通株式1株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

市場株価分析	376円から390円
類似企業比較分析	201円から508円
DCF分析	335円から581円

市場株価分析では、本公開買付け公表直前にJASDAQにおいて対象者の普通株式が取引された平成23年8月15日を基準として、JASDAQにおける対象者の普通株式の基準日終値383円、直近1週間の取引成立日の終値平均値384円（小数点以下四捨五入）、直近1ヶ月間の取引成立日の終値平均値390円（小数点以下四捨五入）、及び直近3ヶ月間の取引成立日の終値平均値376円（小数点以下四捨五入）を基に、普通株式1株当たりの価値の範囲を376円から390円までと分析しております。

類似企業比較分析では、対象者と比較的類似する事業を手掛ける上場企業の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、対象者の株式価値を評価し、普通株式1株当たりの価値の範囲を201円から508円までと分析しております。

DCF分析では、対象者の事業計画、直近までの業績の動向、事業環境等の諸要素を考慮した平成23年12月期以降の対象者の将来の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、普通株式1株当たりの価値の範囲を335円から581円までと分析しております。

当社は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券から取得した株式価値算定書記載の分析結果を参考にしながら、対象者の筆頭株主であり対象者の従業員である渡辺明人氏及び渡辺興産との間の対象者株式の取得に係る協議・交渉、対象者へのデュー・ディリジェンス（法務・会計・税務等）の結果、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、本公開買付けの見通し及び対象者株式の市場株価動向等を総合的に勘案し、平成23年8月19日開催の当社取締役会において、本公開買付価格を1株当たり386円と決定しました。

本公開買付価格である1株当たり386円は、本公開買付けの実施についての公表日の直前営業日である平成23年8月18日のJASDAQにおける対象者の普通株式の普通取引終値390円に対して、1.0%のディスカウント（小数点以下第二位四捨五入）、過去1週間（平成23年8月12日～平成23年8月18日）の普通取引終値の単純平均387円（小数点以下四捨五入）に対して、0.3%のディスカウント（小数点以下第二位四捨五入）、過去1ヶ月間（平成23年7月19日～平成23年8月18日）の普通取引終値の単純平均390円（小数点以下四捨五入）に対して、1.0%のディスカウント（小数点以下第二位四捨五入）、過去3ヶ月間（平成23年5月19日～平成23年8月18日）の普通取引終値の単純平均377円（小数点以下四捨五入）に対して、2.4%のプレミアム（小数点以下第二位四捨五入）、過

去6ヶ月間（平成23年2月21日～平成23年8月18日）の普通取引終値の単純平均372円（小数点以下四捨五入）に対して、3.8%のプレミアム（小数点以下第二位四捨五入）となります。

② 算定の経緯

対象者は、平成12年以降台頭してきた競合他社や業界の環境変化への対応の遅れによる業績の低迷に加え、平成15年に生じたゴルフ場開発投資事業における貸倒損失等によって、財務状況が悪化しました。当社は、平成21年に、三菱樹脂及びJSPと共同で、対象者の増資引受けを行い、三菱東京UFJ銀行と4社共同での支援体制を構築しました。そして、対象者においては、平成22年3月に、宇川進氏を新社長とする新たな体制のもと、経営改革が開始され、製造面では改善効果が現われ始めているものの、販売面での改革の遅れから未だ売上高の改善は見られないとのことです。対象者は、依然として財務体質に課題を抱えている状況にあり、加えて震災という新たなマイナス要因も発生し、再建の速度を加速する必要に迫られていると考えているとのことです。

当社は、約2年間に亘り、対象者の中国事業を中心に事業改善のサポートを行って参りましたが、中国事業においては様々な課題があるものの、適切な対応をすれば解決できるレベルの課題と捉え、また、中国市場の急速な拡大を背景に今後大きな飛躍が期待できるとの認識を持つ一方で、国内においては現在の営業体制及び会社の制度・組織に改善の余地があるのではないかと考え、それらを具体的に進めていくには、現状の出資割合を前提とした現下の支援体制では難しいという結論に帰着致しました。

そこで、当社は、平成23年5月下旬に、対象者に対し、渡辺興産及び渡辺明人氏の保有する対象者株式を公開買付けにより買い受けることにより対象者を連結子会社化し、対象者の中国食品容器事業の強化及び対象者の海外事業の強化を図りたいとの内容の本提案を致しました。対象者によれば、本提案を受けて以降、対象者は、フィナンシャル・アドバイザーであるPwC及び法務アドバイザーである森・濱田松本法律事務所から助言を受けながら、本提案の内容について慎重に検討を重ねてきたとのことです。一方、当社は、対象者との間で、対象者の中長期的な経営課題に対する取り組み方や本公開買付け後に生じるシナジー等について協議し、対象者の持続的な成長及び中長期的な企業価値の向上についての検討を重ねてまいりました。

また、当社は、渡辺興産及び渡辺明人氏より、渡辺興産及び渡辺明人氏と上記の質権に係る質権者である三菱東京UFJ銀行、埼玉りそな銀行、三井住友銀行及び中央化学商事との間において、上記の質権の解除について協議が行われ、その結果、渡辺興産、渡辺明人氏、三菱東京UFJ銀行、埼玉りそな銀行、三井住友銀行及び中央化学商事との間で、上記の公開買付応募契約が変更及び解除されおらず、また、本公開買付けに係る買付期間の末日までに上記の公開買付応募契約が変更及び解除される合理的なおそれがないこと、本公開買付けが撤回されておらず、また撤回される合理的なおそれがないこと等を条件として上記の質権者が自らの有する質権を解除し、渡辺興産及び渡辺明人氏が当該質権の対象とされている対象者株式を本公開買付けに応募することに関し、平成23年8月19日付で合意が成立した旨、聞いております。

以上の状況を踏まえて、素材開発から成型技術まで独自の技術力もあり、また中国市場での大きな飛躍が期待できる対象者を連結子会社化し、商社として得意とする販売面、原料供給面、中国事業全般に於いて一歩踏み込んだ再建支援を強化、加速することが、両社にとっての継続的企業価値の向上を実現可能とし、株主の皆様、従業員を含めた全てのステークホルダーにとって最善の選択になるものと判断し、平成23年8月19日開催の当社取締役会において、本公開買付けを実施することを決議致しました。

(i) 算定の際に意見を聴取した第三者の名称

当社は、本公開買付価格を決定するに際して参考にするため、当社及び対象者から独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーである三菱UFJモルガン・スタンレー証券に対し、対象者の株式価値評価分析を依頼しました（なお、三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、当社の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有しません。）。

(ii) 当該意見の概要

三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、市場株価分析、類似企業比較分析、DCF分析の各手法を用いて対象者の株式価値評価分析を行い、当社は三菱UFJモルガン・スタンレー証券から平成23年8月17日に株式価値算定書を取得いたしました（なお、当社は、本公開買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得していません）。上記各手法において分析された対象者の普通株式1株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

市場株価分析	376円から390円
類似企業比較分析	201円から508円
DCF分析	335円から581円

(iii) 当該意見を踏まえ買付価格を決定するに至った経緯

当社は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券から取得した株式価値算定書記載の分析結果を参考にしながら、対象者の筆頭株主であり対象者の従業員である渡辺明人氏及び渡辺興産との間の対象者株式の取得に係る協議・交渉、対象者へのデュー・ディリジェンス（法務・会計・税務等）の結果、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、本公開買付けの見通し及び対象者株式の市場株価動向等を総合的に勘案し、平成23年8月19日開催の当社取締役会において、本公開買付価格を1株当たり386円と決定しました。

（買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置）

当社及び対象者は、本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置として、以下のような措置を講じております。

(i) 独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、本公開買付価格を決定するに際して参考にするため、当社及び対象者から独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーである三菱UFJモルガン・スタンレー証券に対し、対象者の株式価値評価分析を依頼しました（なお、三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、当社の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有しません）。

三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、市場株価分析、類似企業比較分析、DCF分析の各手法を用いて対象者の株式価値評価分析を行い、当社は三菱UFJモルガン・スタンレー証券から平成23年8月17日に株式価値算定書を取得いたしました（なお、当社は、本公開買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得していません）。上記各手法において分析された対象者の普通株式1株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

市場株価分析	376円から390円
類似企業比較分析	201円から508円
DCF分析	335円から581円

市場株価分析では、本公開買付け公表直前にJASDAQにおいて対象者の普通株式が取引された平成23年8月15日を基準として、JASDAQにおける対象者の普通株式の基準日終値383円、直近1週間の取引成立日の終値平均値384円（小数点以下四捨五入）、直近1ヶ月間の取引成立日の終値平均値390円（小数点以下四捨五入）、及び直近3ヶ月間の取引成立日の終値平均値376円（小数点以下四捨五入）を基に、普通株式1株当たりの価値の範囲を376円から390円までと分析しております。

類似企業比較分析では、対象者と比較的類似する事業を手掛ける上場企業の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、対象者の株式価値を評価し、普通株式1株当たりの価値の範囲を201円から508円までと分析しております。

DCF分析では、対象者の事業計画、直近までの業績の動向、事業環境等の諸要素を考慮した

平成 23 年 12 月期以降の対象者の将来の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、普通株式 1 株当たりの価値の範囲を 335 円から 581 円までと分析しております。

当社は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券から取得した株式価値算定書記載の分析結果を参考にしながら、対象者の筆頭株主であり対象者の従業員である渡辺明人氏及び渡辺興産との間の対象者株式の取得に係る協議・交渉、対象者へのデュー・ディリジェンス（法務・会計・税務等）の結果、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、本公開買付けの見通し及び対象者株式の市場株価動向等を総合的に勘案し、平成 23 年 8 月 19 日開催の当社取締役会において、本公開買付け価格を 1 株当たり 386 円と決定しました。

本公開買付け価格である 1 株当たり 386 円は、本公開買付けの実施についての公表日の直前営業日である平成 23 年 8 月 18 日の JASDAQ における対象者の普通株式の普通取引終値 390 円に対して、1.0%のディスカウント（小数点以下第二位四捨五入）、過去 1 週間（平成 23 年 8 月 12 日～平成 23 年 8 月 18 日）の普通取引終値の単純平均 387 円（小数点以下四捨五入）に対して、0.3%のディスカウント（小数点以下第二位四捨五入）、過去 1 ヶ月間（平成 23 年 7 月 19 日～平成 23 年 8 月 18 日）の普通取引終値の単純平均 390 円（小数点以下四捨五入）に対して、1.0%のディスカウント（小数点以下第二位四捨五入）、過去 3 ヶ月間（平成 23 年 5 月 19 日～平成 23 年 8 月 18 日）の普通取引終値の単純平均 377 円（小数点以下四捨五入）に対して、2.4%のプレミアム（小数点以下第二位四捨五入）、過去 6 ヶ月間（平成 23 年 2 月 21 日～平成 23 年 8 月 18 日）の普通取引終値の単純平均 372 円（小数点以下四捨五入）に対して、3.8%のプレミアム（小数点以下第二位四捨五入）となります。

一方、対象者によれば、対象者は、対象者及び当社から独立した第三者機関である PwC より、平成 23 年 8 月 18 日付で、対象者普通株式の株式価値算定書を取得し、当社が提示した本公開買付け価格について検討するための基礎資料としたとのことです（なお、対象者は、第三者機関から本公開買付け価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）は取得していないとのことです）。PwC による対象者の株式価値の算定結果は、上記の株式価値算定書によれば、以下のとおりとのことです。

市場株価基準方式	377 円から 394 円
類似会社比準方式	371 円から 471 円
DCF 方式	545 円から 691 円

PwC は、対象者の経営陣から事業の現状及び将来の事業計画等の資料を取得して説明を受け、それらの情報を踏まえて、一定の前提及び条件の下で対象者の株式価値を算定したとのことです。PwC の株式価値算定書では、対象者が継続企業であるとの前提の下、市場株価基準方式、類似会社比準方式及び DCF 方式の各手法を用いて対象者の株式価値を算定しているとのことです。市場株価基準方式は、対象者普通株式の株式市場における株価を基に株式価値を評価する手法であり、上場企業の株式価値評価における客観的な評価手法であると考え、採用しているとのことです。市場株価基準方式では、評価基準日を平成 23 年 8 月 17 日として、最近における株価及び取引量に鑑み、対象者普通株式の JASDAQ における評価基準日の終値（390 円）並びに評価基準日までの 2 週間、1 ヶ月間及び 3 ヶ月間における株価終値平均値（2 週間：384 円（小数点以下四捨五入）、1 ヶ月間：390 円（小数点以下四捨五入）、3 ヶ月間：377 円（小数点以下四捨五入））並びに出来高加重平均値（2 週間：382 円（小数点以下四捨五入）、1 ヶ月間：394 円（小数点以下四捨五入）、3 ヶ月間：381 円（小数点以下四捨五入））を分析した上で、対象者普通株式の 1 株当たりの株式価値を 377 円～394 円と算定しているとのことです。類似会社比準方式は、同業他社の株価及び財務データを使用するため、市場株価基準方式と同様に株式市場の客観性を評価に反映することができると考え、採用しているとのことです。類似会社比準方式では、上場類似企業の各種比準倍率を分析した上で、対象者普通株式の 1 株当たりの株式価値を 371 円～471 円と算定しているとのことです。DCF 方式は、企業の将来キャッシュフロー（収益力）に基づく評価手法であるため、継続企業（ゴーイング・コンサーン）の評価を行う上で適した手法であると考え、採用しているとのこ

とです。DCF方式では、対象者が作成した平成23年12月期から平成25年12月期の事業計画を基礎として算定した将来キャッシュフローを、一定の割引率で現在価値に割引くことによって企業価値を評価し、対象者普通株式の1株当たりの株式価値を545円～691円と算定しているとのことです。

(ii) 法律事務所からの助言

対象者によれば、対象者の取締役会での検討及び意思決定に際しては、意思決定過程における公正性を確保するための措置として、対象者の法務アドバイザーである森・濱田松本法律事務所から必要な法的助言を受けているとのことです。

(iii) 取締役及び監査役全員の承認

対象者によれば、平成23年8月19日開催の対象者の取締役会において、対象者の取締役全員が審議及び決議に参加し、対象者の取締役の全員一致により、本公開買付けについて賛同の意見を表明するとともに、本公開買付けに応募するか否かについては株主の皆様のご判断に委ねる旨決議しているとのことです。なお、対象者によれば、かかる決議の理由については、上記「1. 買付け等の目的等」の「(1) 本公開買付けの概要」記載のとおりとのことです。また、上記取締役会には対象者の監査役の全員が出席し、いずれも、当該取締役会における決議事項について異議がない旨の意見を述べているとのことです。

③ 算定機関との関係

当社のフィナンシャル・アドバイザー（算定機関）である三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、当社の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有しません。

(5) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
8,778,000株	8,778,000株	一株

(注1) 応募株券等の総数が買付予定数の下限（8,778,000株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(注2) 本公開買付けを通じて、対象者が保有する自己株式を取得する予定はありません。

(注3) 本公開買付けにより公開買付者が取得する対象者の株券等の最大数（以下「最大買付数」といいます。）は、18,260,298株となります。これは、対象者が平成23年8月12日に提出した第52期第2四半期報告書に記載された平成23年6月30日現在の発行済株式総数（21,040,000株）から、同四半期報告書に記載された平成23年6月30日現在の対象者の保有する自己株式数（890,902株）及び本日現在において当社が保有する対象者株式数（1,888,800株）を控除した数です。

(注4) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手に従い公開買付け期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

(6) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	18,888個	(買付け等前における株券等所有割合 9.37%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	未定	(買付け等前における株券等所有割合 未定)
買付予定の株券等に係る議決権の数	87,780個	(買付け等後における株券等所有割合 52.94%)

対象者の総株主の議決権の数	201,481 個	
---------------	-----------	--

(注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数」は、本公開買付けにおける買付予定数 (8,778,000 株) に係る議決権の数を記載しております。

(注2) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、本日現在未定ですが、公開買付け期間開始日である平成 23 年 9 月 5 日までに調査の上、開示する予定です。

(注3) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者の平成 23 年 8 月 12 日提出の第 52 期第 2 四半期報告書に記載された平成 23 年 6 月 30 日現在の総株主の議決権の数です。但し、本公開買付けにおいては、単元未満株式についても本公開買付けの対象としているため、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、上記四半期報告書に記載された平成 23 年 6 月 30 日現在の対象者の発行済株式総数 (21,040,000 株) から同四半期報告書に記載された平成 23 年 6 月 30 日現在の対象者の保有する自己株式数 (890,902 株) を控除した株式数 (20,149,098 株) に係る議決権の数である 201,490 個を分母として計算しております (なお、対象者の単元株式数は 100 株です。)

(注4) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(7) 買付代金 3,388,308,000 円

(注) 買付代金は、買付予定数 (8,778,000 株) に 1 株当たりの買付価格 (386 円) を乗じた金額を記載しております。但し、応募株券等の総数が買付予定数以上の場合には、応募株券等の全部の買付けを行いますので、最大買付数 (18,260,298 株) の全てを買付けた場合の買付代金は、7,048,475,028 円になります。

(8) 決済の方法

① 買付け等の決済をする証券会社・銀行等の名称及び本店の所在地

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 東京都千代田区丸の内 2 丁目 5 番 2 号

② 決済の開始日

平成 23 年 10 月 26 日 (水曜日)

③ 決済の方法

公開買付け期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等 (外国人株主の場合はその常任代理人) の住所又は所在地宛に郵送します。

買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等 (外国人株主の場合はその常任代理人) の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付け代理人から応募株主等 (外国人株主の場合はその常任代理人) の指定した場所へ送金します。

④ 株券等の返還方法

下記「(9) その他買付け等の条件及び方法」の「①法第 27 条の 13 第 4 項各号に掲げる条件の有無及び内容」及び「②公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部を買付けないこととなった場合には、決済の開始日 (公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日) 以後速やかに、返還すべき株券等を応募が行われた直前の記録に戻すことにより返還します。

(9) その他買付け等の条件及び方法

① 法第 27 条の 13 第 4 項各号に掲げる条件の有無及び内容

応募株券等の総数が買付予定数の下限 (8,778,000 株) に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限 (8,778,000 株) 以上の場合には、応募株券等

の全部の買付け等を行います。

② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

金融商品取引法施行令（昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。）第 14 条第 1 項第 1 号イないしリ及びワないしソ、第 3 号イないしチ及びヌ、第 4 号、第 5 号並びに同条第 2 項第 3 号ないし第 6 号に定める事情のいずれかが発生した場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、本公開買付けにおいて、令第 14 条第 1 項第 3 号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実為準ずる事実」とは、以下の事項のいずれかに該当する場合をいいます。

(i) 対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合

(ii) 対象者の重要な子会社に令第 14 条 1 項 3 号イからリまでに掲げる事実が発生した場合

また、公開買付者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。その後の改正を含みます。以下「独占禁止法」といいます。）第 10 条第 2 項に基づき、公正取引委員会に対し、本公開買付けによる株式取得（以下「本株式取得」といいます。）に関する計画をあらかじめ届け出なければならず（以下、当該届出を「事前届出」といいます。）、同条第 8 項により事前届出受理の日から 30 日（短縮される場合もあります。）を経過するまでは対象者の株式を取得することができません（以下、株式の取得が禁止される当該期間を「取得禁止期間」といいます。）。

独占禁止法第 10 条第 1 項は、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる他の会社の株式の取得行為を禁止しており、公正取引委員会はこれに違反する行為を排除するために必要な措置を命ずることができます（同法第 17 条の 2 第 1 項。以下「排除措置命令」といいます。）。上記の事前届出が行われた場合で公正取引委員会が排除措置命令を発令するときは、公正取引委員会は、予定する排除措置命令の内容等を名宛人に通知しなければなりません（同法第 49 条第 5 項。以下「排除措置命令の事前通知」といいます。）、株式取得に関する排除措置命令の事前通知は、一定の期間（上記事前届出が受理された日から原則 30 日間ですが、延長又は短縮される場合もあります。以下「措置期間」といいます。）内に行うこととされています（同法第 10 条第 9 項）。なお、公正取引委員会は、排除措置命令の事前通知をしないこととした場合、その旨の通知（以下「排除措置命令を行わない旨の通知」といいます。）をするものとされており（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第 9 条から第 16 条までの規定による認可の申請、報告及び届出等に関する規則（昭和 28 年公正取引委員会規則第 1 号）第 9 条）。

公開買付者は、本株式取得に関して、平成 23 年 8 月 15 日に公正取引委員会に対して事前届出を行い、同日受理されております。したがって、本株式取得に関しては、原則として平成 23 年 9 月 15 日をもって、取得禁止期間は終了する予定です。なお、公開買付者は、本日現在、公正取引委員会より排除措置命令の事前通知及び排除措置命令を行わない旨の通知のいずれも受領しておりません。

公開買付期間（延長した場合を含みます。）満了の前日までに、公正取引委員会に対する事前届出に対し、公正取引委員会から、対象者株式の全部又は一部の処分や事業の一部の譲渡を命じる内容の排除措置命令の事前通知を受けた場合、措置期間が終了しない場合、及び、独占禁止法第 10 条第 1 項の規定に違反する疑いのある行為をする者として裁判所の緊急停止命令の申立てを受けた場合には、令第 14 条第 1 項第 4 号に定める事情が生じた場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、公正取引委員会から排除措置命令を行わない旨の通知を受けた場合、又は独占禁止法第 49 条第 5 項に基づく事前通知及び同法第 10 条第 9 項に基づく報告等の要求を受けることなく措置期間が終了した場合には、公開買付者は、法第 27 条の 8 第 2 項に基づき、直ちに、訂正届出書を提出いたします。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、当該公告を公開買付期間末日までに行うことが困難である場合には、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 2 年大蔵省令第 38 号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

③ 買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

法第 27 条の 6 第 1 項第 1 号の規定により、公開買付期間中に対象者が令第 13 条第 1 項に定める行為を行った場合には、府令第 19 条第 1 項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、当該公告を公開買付期間末日までに行うことが困難である場合には、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付け等を行います。

④ 応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をされる場合は、公開買付期間末日の 16 時 00 分までに、下記に指定する者の本店又は全国各支店に「公開買付応募申込受付票」及び本公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付して下さい。契約の解除は、解除書面が下記に指定する者に交付され、又は到達したときに効力を生じます。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の 16 時 00 分までに下記に指定する者に到達することを条件とします。

解除書面を受領する権限を有する者

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 東京都千代田区丸の内 2 丁目 5 番 2 号

（その他三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社全国各支店）

なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。

⑤ 買付条件等の変更をした場合の開示の方法

公開買付者は、公開買付期間中、法第 27 条の 6 第 1 項及び令第 13 条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。

この場合は、その変更の内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、当該公告を公開買付期間末日までに行うことが困難である場合には、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付け等を行います。

⑥ 訂正届出書を提出した場合の開示の方法

公開買付者が訂正届出書を関東財務局長に提出した場合（法第 27 条の 8 第 11 項ただし書に規定する場合を除きます。）は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第 20 条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

⑦ 公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に、令第 9 条の 4 及び府令第 30 条の 2 に規定する方法により公表します。

⑧ その他

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において又は米国に向けて行われるものではなく、また米国の郵便その他の州際通商又は国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、さらに米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは

上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本書又は関連する買付書類は米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けの応募に際し、応募株主等（外国人株主の場合は常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の旨の表明及び保証を行うことを求められることがあります。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付け若しくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者でないこと（当該他の者が買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

(10) 公開買付開始公告日

平成 23 年 9 月 5 日（月曜日）

(11) 公開買付代理人

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 東京都千代田区丸の内2丁目5番2号

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

(1) 本公開買付け後の方針等

本公開買付け後の方針等については、前記「1. 買付け等の目的等」をご参照下さい。

(2) 今後の見通し

本公開買付けによる今期業績予想への影響は現在精査中であり、今後、業績予想修正の必要性及び公表すべき事項が生じた場合には速やかに開示いたします。

4. その他

(1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

対象者によれば、平成 23 年 8 月 19 日開催の対象者の取締役会において、対象者の取締役全員が審議及び決議に参加し、対象者の取締役の全員一致により、本公開買付けについて賛同の意見を表明するとともに、本公開買付けに応募するか否かについては株主の皆様のご判断に委ねる旨決議しているとのことです。なお、対象者によれば、かかる決議の理由については、上記「1. 買付け等の目的等」の「(1) 本公開買付けの概要」記載のとおりとのことです。また、上記取締役会には対象者の監査役全員が出席し、いずれも、当該取締役会における決議事項について異議がない旨の意見を述べているとのことです。

なお、本日現在、対象者の代表取締役である宇川進氏については、本公開買付けの成立後も引き続き、対象者の代表取締役として対象者の経営にあたることを予定しております。

(2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

① 平成 23 年 7 月 28 日付「業績予想の修正に関するお知らせ」の公表

対象者は、平成 23 年 7 月 28 日に、株式会社大阪証券取引所において、「業績予想の修正に関するお知らせ」を公表しております。当該公表に基づく対象者の業績予想の修正の概要は以下のとおりです。なお、以下の公表内容の概要は、対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、当社はその正確性及び真実性について独自に検証しうる立場がなく、また実際にかかる検証を行っておりません。詳細に

つきましては、当該公表の内容をご参照下さい。

(a) 平成23年12月期第2四半期（累計）連結業績予想数値の修正（平成23年1月1日～平成23年6月30日）

	売上高	営業利益	経常利益	四半期純利益	1株当たり 四半期純利益
前回発表予想 (A)	百万円 31,000	百万円 1,200	百万円 600	百万円 500	円 銭 24.82
今回修正予想 (B)	28,906	833	694	171	8.49
増減額 (B-A)	△2,094	△367	94	△329	
増減率 (%)	△6.8	△30.6	15.7	△65.8	
(ご参考) 前期第2四半期実績 (平成22年12月期第2四半期)	30,268	1,122	815	986	48.95

(b) 平成23年12月期通期連結業績予想数値の修正（平成23年1月1日～平成23年12月31日）

	売上高	営業利益	経常利益	当期純利益	1株当たり当 期純利益
前回発表予想 (A)	百万円 66,000	百万円 3,200	百万円 2,400	百万円 2,000	円 銭 99.26
今回修正予想 (B)	65,600	3,000	2,200	1,400	69.48
増減額 (B-A)	△400	△200	△200	△600	
増減率 (%)	△0.6	△6.3	△8.3	△30.0	
(ご参考) 前期実績 (平成22年12月期)	64,699	3,129	2,391	1,961	97.33

(c) 平成23年12月期第2四半期（累計）個別業績予想数値の修正（平成23年1月1日～平成23年6月30日）

	売上高	営業利益	経常利益	四半期純利益	1株当たり 四半期純利益
前回発表予想 (A)	百万円 28,000	百万円 1,000	百万円 600	百万円 500	円 銭 24.82
今回修正予想 (B)	26,439	735	522	158	7.88
増減額 (B-A)	△1,561	△265	△78	△342	
増減率 (%)	△5.6	△26.5	△13.0	△68.4	
(ご参考) 前期第2四半期実績 (平成22年12月期第2四半期)	27,955	898	682	746	37.03

(d) 平成23年12月期通期個別業績予想数値の修正（平成23年1月1日～平成23年12月31日）

	売上高	営業利益	経常利益	当期純利益	1株当たり 当期純利益
前回発表予想 (A)	百万円 60,000	百万円 2,900	百万円 2,100	百万円 1,900	円 銭 94.30
今回修正予想 (B)	59,400	2,600	2,000	1,300	64.52
増減額 (B-A)	△600	△300	△100	△600	
増減率 (%)	△1.0	△10.3	△4.8	△31.6	
(ご参考) 前期実績 (平成22年12月期)	59,867	2,549	2,046	2,502	124.19

② 平成23年8月8日付「配当予想の修正に関するお知らせ」の公表

対象者は、平成23年8月8日に、株式会社大阪証券取引所において、「配当予想の修正に関するお知らせ」を公表しております。当該公表によれば、対象者は、平成23年8月8日開催の取締役会において、平成23年第2四半期末の配当について、無配とすることを決議したとのことです。なお、平成23年12月期期末配当については、今後の業績動向を見極めつつ検討することとし、未定としているとのことです。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照下さい。

以 上

※ 本書面に含まれる情報を閲覧された方は、金融商品取引法第 167 条第 3 項及び同施行令第 30 条の規定により、内部者取引（いわゆるインサイダー取引）規制に関する第一次情報受領者として、本書面の発表（2011 年 8 月 19 日午後 東京証券取引所の適時開示情報閲覧サービスにおいて掲載された時刻）から 12 時間を経過するまでは、中央化学株式会社の株券等の買付け等が禁止される可能性がありますので、十分にご注意ください。万一、当該買付け等を行ったことにより、刑事、民事、行政上の責任を問われることがあっても、当社は一切責任を負いかねますので、予めご了承ください。

※ このプレスリリースは、公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず当社が作成する公開買付説明書をご覧頂いた上で、株主ご自身の判断で申込みを行って下さい。このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込み若しくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース（若しくはその一部）又はその配布の事実が当該公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとしします。本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において又は米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商又は国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、さらに米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。また、本公開買付けに係るプレスリリース又はその他の関連書類はいずれも、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。米国の居住者に対しては、また、米国内においては、有価証券又はその他同等物の買受けの勧誘は行っておらず、米国の居住者が、また、米国内から、当社に対してこれらを送ってきたとしてもお受けしません。国又は地域によっては、このプレスリリースの発表、発行又は配布に法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守して下さい。本公開買付けの実施が違法となる国又は地域においては、仮にこのプレスリリースが受領されても、本公開買付けに関する株券の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとしします。

※日本語によるこのプレスリリースの内容とその英訳の内容との間に齟齬等が存する場合には、日本語によるこのプレスリリースの内容が優先するものとしします。